令 和 5 年 9 月

江南市議会厚生文教委員会会議録

江南市議会厚生文教委員会会議録

令和5年9月15日〔金曜日〕午前9時30分開議

本日の会議に付した案件

議案第56号 江南市中央コミュニティ・センターの設置及び管理に関する条 例の一部改正について

議案第57号 江南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関 する基準を定める条例の一部改正について

議案第61号 江南市民文化会館に係る指定管理者の指定について

議案第62号 令和5年度江南市一般会計補正予算(第4号)

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

健康福祉部

教育部

こども未来部

の所管に属する歳入歳出

第2条 繰越明許費のうち

(仮称) 多世代交流プラザ整備事業

児童館((仮称)多世代交流プラザ)整備事業

第3条 債務負担行為の補正のうち

市民文化会館指定管理料

第4条 地方債の補正のうち

(仮称) 多世代交流プラザ整備事業

議案第63号 令和 5 年度江南市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

議案第64号 令和5年度江南市介護保険特別会計補正予算(第1号)

議案第65号 令和4年度江南市一般会計歳入歳出決算認定について

のうち

健康福祉部

教育部

こども未来部

の所管に属する歳入歳出

議案第66号 令和4年度江南市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につ

いて

議案第68号 令和4年度江南市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について 議案第69号 令和4年度江南市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に

ついて

請願第2号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅 持及び拡充を求める請願書

行政視察について

今年度の当委員会の研修会について

市民と議会との意見交換会について

出席委員(7名)

野 裕二 委員長 中 君 副委員長 \equiv 輪 陽 子 君 委 君 員 野 下 達 哉 君 委 員 稲 Ш 明 敏

委 君 員 藤 畄 和俊 君 委 員 津 田 貴 史

委 紫 員 土井 君

欠席委員(0名)

委員外議員(10名)

議 長 宮 地 友 治 君 副議長 石 原 資 泰 君 君 昭 君 議 員 堀 元 議 員 尾 関 君 之 君 議 員 大 薮 豊 数 議 員 片 山 裕 仁 君 議 員 長 尾 光 春 君 議 員 出 地 清 君

議 員 須 賀 博 昭 君 議 員 牧 野行 洋

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

事務局長兼議事課長 君 副主幹 田昌彦 君 石 黒 稔 通 前

主 伊藤 典 子 君 任

説明のため出席した者の職、氏名

市長 澤田 和 延 君

村 君 教育長 良弘

教育部長 松 本 朋 彦 君

こども未来部長兼こども未来部保育課長

坪 内 俊 宣 君

高齢者生きがい課長 平野優子君

高齢者生きがい課主幹 影 山 壮 司 君

高齢者生きがい課副主幹 土 谷 武 史 君

福祉課長 石田哲也君

健康づくり課長兼保健センター所長 中山 英樹 君

健康づくり課主幹 脇 田 亜由美 君

健康づくり課副主幹 加藤 あかね 君

保険年金課長 三 輪 崇 志 君

保険年金課主幹 鈴木 勉 君

保険年金課副主幹 三浦理恵君

教育課長 茶 原 健 二 君

教育課管理指導主事 石 原 香 蔵 君

教育課主幹 源 内 隆 哲 君

教育課副主幹 岩田麻里君

学校給食課長兼南部学校給食センター所長兼北部学校給食センター所長

仙 田 隆 志 君

学校給食課副主幹 宇佐見 裕 二 君

生涯学習課長兼少年センター所長 藤田明恵君

スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長

中村雄一君

スポーツ推進課主幹 稲波克純君

こども政策課長 間宮 徹君

こども政策課主幹 栗本真由美君

こども政策課副主幹 大 脇 宏 祐 君

こども政策課副主幹 横川 幸 哉 君

こども政策課副主幹 丹羽克仁君

保育課指導保育士 真野佳子君

保育課副主幹 中山享哉君

○委員長おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから厚生文教委員会を開会いたします。 初めに私のほうから。

改めましておはようございます。

朝夕は、ようやく涼しくなってまいりましたけれども、まだまだ昼間が30度を超えるような暑い残暑が残るような状態でありますので、皆さん、ネクタイを外して軽装でやっていただければと思うんですけれども。

ちょっと話が変わるんですけれども、秋になるとどうしてもスポーツという形になるんですけれども、昨日、阪神のほうであれがされましたので、この厚生文教委員会、スポーツに携わる委員会でもありますし、名古屋のほうでは障害者の野球チームが、日本のチームが優勝したとか、今、ワールドカップでラグビーのほうも進められておりますので、このスポーツのよさを改めて今この秋に実感するような感じになりますので、江南市でもいろいろとスポーツは盛り上がって、あれすればいいなあと思いますので、ぜひ委員会の皆様、よろしくお願いいたします。

それでは、委員会のほうを始めたいと思います。

市長から御挨拶をお願いいたします。

○市長 皆さん、おはようございます。

大変涼しくなってまいりましたけれども、今お話もございました。まだま だコロナウイルス感染症、それからインフルエンザが同時に流行していると いうようなことでありますので、ぜひお気をつけいただきたいと思います。

今、中野委員長のほうからお話がございましたように、今年も夏休み前ぐらいから市長の表敬訪問というようなことで、大変多くの児童・生徒、そして一般の方々が全国大会へ出るというようなことで表敬訪問というような形で市長室にお見えになりました。多分、10組以上あったと思うんですけれども。その中でママさんバレーが日本一になられたというようなお話がありました。今日でしたっけ、いつだったかな、また報告を受けるわけでありますけれども、多分、台風か何かの日程の関係で優勝チームが3チームあるとい

うようなことでありますので純粋な1位とは違うかもしれませんが、そうした方がありました。

また、珍しいところでは、女子中学生のボクシングで出られた方が、階級をちょっと落として出られて、その方もチャンピオンになったということで、チャンピオンベルトを頂いたというようなことも報告がございました。地区予選があったわけではありませんので、江南市の対象の表彰ということではありませんけれども、そうしたこともありました。

もう一つは、先日も江南市の陸上競技会のほうにお見えになっていました 伊藤一夫さんという方が、世代別のトライアスロンで日本チームに入られた というようなことで、スペインで行われますトライアスロンの世界大会に出 場されるというようなことが、報告がありました。これから出場されるわけ でありますけど、自費で行かれるということらしいですので、ちょっと純粋 なものではないかもしれませんけれども、そういうようなことで市民の方々 もいろいろと頑張っておられると思います。また機会がありましたら応援し てあげていただけたらと思っております。

前置きが長くなりましたけれども、8月31日に9月定例会が開会されまして以来、連日終始慎重に御審議をいただきまして誠にありがとうございます。本日、本委員会に付託されました諸案件は、いずれも市政進展の上で重要な案件でございます。何とぞ慎重に審査をいただきまして、適切なる御議決をいただきますようお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。

○委員長 ありがとうございました。

どうぞよろしくお願いをいたします。

本日の委員会の日程ですが、付託されております議案第56号 江南市中央コミュニティ・センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてをはじめ10議案と、請願第2号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願書の審査を行います。

委員会の案件が終わりましたら、委員協議会を開催いたします。14議題ございますので、本日と火曜日、2日間にわたると思いますが、よろしくお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。

審査の順序については、付託順により行います。

委員会での発言については、会議規則第114条において、委員長の許可を 得た後でなければ発言することができないと規定されています。質疑・答弁 とも簡潔明瞭にお願いし、挙手の上、委員長の指名後に発言していただきま すよう、議事運営に御協力いただきますようお願いいたします。

また、委員外議員の発言については、会議規則第117条第2項において、 委員会は、委員でない議員から発言の申出があったときは、その許否を決め ると規定されています。このことから、所属の委員による質疑が尽きた後に、 なお議案の審査上必要のある場合に限り、委員の皆様にお諮りした上で発言 の許否を決めてまいりたいと考えておりますので、議事運営に御協力いただ きますようお願いいたします。

なお、主幹、副主幹の方は、それぞれ担当の議案のときに出席していただ き、その他は退席していただいても結構でございます。

議案第56号 江南市中央コミュニティ・センターの設置及び管理に関 する条例の一部改正について

○委員長 最初に、議案第56号 江南市中央コミュニティ・センターの設置 及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○高齢者生きがい課長 それでは、議案第56号について御説明申し上げます ので、議案書の10ページをお願いいたします。

令和5年議案第56号 江南市中央コミュニティ・センターの設置及び管理 に関する条例の一部改正についてでございます。

11ページをお願いいたします。

江南市中央コミュニティ・センターの設置及び管理に関する条例の一部を 改正する条例(案)でございます。

12ページをお願いいたします。

江南市中央コミュニティ・センターの設置及び管理に関する条例の一部を 改正する条例(案)の新旧対照表でございます。 補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

- ○委員長 これより質疑を行います。 質疑はございませんか。
- ○三輪委員 11ページの経過措置と書いてあるところの文面なんですが、これは多分、場所が変わっても料金は同じということになるんだろうと思うんですけれども、文を読みましたら、改正前の料金の額が改正後の条例に基づくというふうに書いてあるんですけど、これは反対じゃないかなと思って。ちょっとこの意味がよく分からんかったのですが、説明をお願いできますか。
- ○高齢者生きがい課長 初めに、委員がおっしゃられましたように、ここの 経過措置の意味としましては、現在、古知野町にある中央コミュニティ・セ ンターから北野町に移った後、場所も変わります。諸室の面積等も変わって きますけれども、あらかじめ市長が承認した額で新しい施設においても継続 していきますよという意味でございます。
- ○三輪委員 この文を読むと、改正前の料金の額が改正後の条例に基づくというのは、これは反対じゃないの。改正後の料金が改正前の条例じゃないんですか。
- ○高齢者生きがい課長 この条例の施行日が令和6年4月1日からということなんですけれども、実際の施設の予約というのは3か月前から可能となっておりますので、来年度の4月以降の予約を来年の1月以降に予約ができるという、そういうことに対応するための規定になります。
- ○委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結した いと思います。

暫時休憩いたします。

午前9時38分休憩午前9時38分開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。 議案第56号を採決します。 本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されま した。

議案第57号 江南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営 に関する基準を定める条例の一部改正について

○委員長 続いて、議案第57号 江南市特定教育・保育施設及び特定地域型 保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といた します。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○保育課指導保育士 それでは、議案書の13ページ、議案第57号 江南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明させていただきます。

14ページをお願いします。

江南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例(案)でございます。

参考といたしまして、15ページに江南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(案)の新旧対照表を掲げております。

補足して説明することはございません。御審議のほどよろしくお願いいた します。

○委員長 これより質疑を行います。 質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時40分 休 憩

午前9時40分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第57号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されま した。

議案第61号 江南市民文化会館に係る指定管理者の指定について

○委員長 続いて、議案第61号 江南市民文化会館に係る指定管理者の指定 についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○生涯学習課長兼少年センター所長 それでは、議案第61号につきまして御 説明申し上げますので、議案書の49ページをお願いいたします。

令和5年議案第61号 江南市民文化会館に係る指定管理者の指定について でございます。

公の施設に係る指定管理者を下記のとおり指定することにつきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

提案理由といたしましては、江南市民文化会館に係る指定管理者の指定期間が令和6年3月31日をもって終了するため、次期指定管理者を指定する必要があるからでございます。

参考資料といたしまして、50ページから58ページに協定書の案、59ページ から68ページに指定管理者業務仕様書(案)を添付させていただきましたの で、御参照賜りたいと存じます。

以上で、議案第61号についての説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。 質疑はございませんか。

- ○三輪委員 協定書のほうの51ページに個人情報保護のことが書いてあるんですけれど、この中で指定期間が満了したとき、それを廃棄するというふうなところがあるんですけれども、例えば友の会の名簿とか、そういうものは全部、替わる場合に廃棄されて、また新しく募集するとかいうことになるのか、そういう必要なものについては引継ぎされるのかという点と、あともう一つは53ページの利用料金なんですが、全員協議会、説明のときに今までと変わらない料金でということだったんですけれども、53ページの規定では、もし変える場合は12か月前までに教育委員会に諮るということがありましたので、来年度一年間は少なくとも現行のまま据置きということをちょっと確認できるなら、確認できるかどうかをお願いしたいと思います。
- ○生涯学習課長兼少年センター所長 委員お尋ねの名簿につきまして、個人情報につきましては、友の会については引き続き継続となりますので、指定管理業務の中に友の会の事務局も担っていただくというような項目もございますので、友の会の名簿につきましては、新しい指定管理者のほうに引き継いで事務局を担っていただくという形になります。

あと、料金の関係なんですけれども、提案のときには、委員おっしゃられるように、料金を上げるというような提案もございましたが、協議を進めていく中で、料金については据置きというふうに伺っております。そして、また今回、第5期の指定期間中は料金は据え置いたままというふうに確認しております。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いた します。

暫時休憩いたします。

午前9時44分休憩午前9時45分開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第61号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されま した。

議案第62号 令和5年度江南市一般会計補正予算(第4号)

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

健康福祉部

教育部

こども未来部

の所管に属する歳入歳出

第2条 繰越明許費のうち

(仮称) 多世代交流プラザ整備事業

児童館((仮称)多世代交流プラザ)整備事業

第3条 債務負担行為の補正のうち

市民文化会館指定管理料

第4条 地方債の補正のうち

(仮称) 多世代交流プラザ整備事業

○委員長 続いて、議案第62号 令和5年度江南市一般会計補正予算(第4号)、第1条 歳入歳出予算の補正のうち、健康福祉部、教育部、こども未来部の所管に属する歳入歳出、第2条 繰越明許費のうち、(仮称)多世代交流プラザ整備事業、児童館((仮称)多世代交流プラザ)整備事業、第3条 債務負担行為の補正のうち、市民文化会館指定管理料、第4条 地方債の補正のうち、(仮称)多世代交流プラザ整備事業を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思います ので、よろしくお願いいたします。

なお、(仮称)多世代交流プラザ整備事業に関してですけれども、地方債、 これは高齢者生きがい課とこども政策課のほうにまたがるんですけれども、 今回、高齢者生きがい課のほうで一括で質疑したいと思いますので、その際、 もしこども政策課のほうに関係あるようでしたら、出てきてもらって審査し ますので、よろしくお願いいたします。

最初に、健康福祉部高齢者生きがい課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

〇高齢者生きがい課長 それでは、議案第62号 令和5年度江南市一般会計 補正予算(第4号)の高齢者生きがい課の補正予算につきまして該当箇所の 御説明を申し上げます。

初めに、歳入について御説明申し上げますので、議案書の78ページ、79ページをお願いいたします。

中段の21款5項3目1節過年度収入のうち、高齢者生きがい課所管分の令和4年度分低所得者保険料軽減国庫及び県費負担金精算金でございます。

下段の22款1項1目2節社会福祉債は、(仮称)多世代交流プラザ整備事業債でございます。

歳入は以上でございます。

次に、歳出について御説明申し上げますので、84ページ、85ページをお願いいたします。

3款1項1目高齢者福祉費で、補正予算額は4,894万4,000円でございます。 説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長 質疑もないようでありますので、続いて福祉課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○福祉課長 それでは、福祉課所管の補正予算につきまして該当箇所の御説 明を申し上げます。

初めに、歳入について御説明申し上げますので、議案書の78ページ、79ページをお願いいたします。

中段の21款5項3目1節過年度収入でございます。福祉課分は79ページ説明欄の令和4年度分障害者自立支援医療給付費国庫負担金精算金以下5項目でございます。

次に、84ページ、85ページをお願いいたします。

歳出でございます。

中段の3款1項2目障害者福祉費で、補正予算額は976万3,000円でございます。

少し進んでいただきまして、90ページ、91ページの中段をお願いいたします。

下段の3款3項1目生活保護費で、補正予算額は3,057万5,000円でございます。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑もないようでありますので、続いて保険年金課について審査 をします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○保険年金課長 保険年金課の所管につきまして説明をさせていただきます。歳出でございます。

議案書の84ページ、85ページをお願いいたします。

最下段の3款1項3目社会保障費の後期高齢者医療支援事業で、令和4年度分の愛知県後期高齢者医療広域連合の療養給付費負担金の精算に伴う負担金で、補正予算額は7,280万7,000円でございます。

該当箇所は以上でございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑もないようでありますので、続いて健康づくり課について審 査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○健康づくり課長兼保健センター所長 それでは、令和5年度江南市一般会計補正予算(第4号)のうち、健康づくり課所管について説明させていただきます。

歳出について説明させていただきます。

議案書の92ページ、93ページをお願いいたします。

中段の4款1項1目健康づくり費で、補正予算額は1,936万9,000円の増額でございます。内容につきましては、93ページの説明欄を御覧いただきますようお願いいたします。

予防接種事業は310万8,000円の増額をお願いするものです。

その下の新型コロナウイルスワクチン接種事業は1,350万1,000円の増額をお願いするものでございます。令和5年9月20日からの令和5年秋開始接種の接種券を9月20日までに郵送する必要があることから、予算流用で対応させていただき、議決後、流用戻しをしてまいります。

その下の母子健康管理事業は35万6,000円の増額をお願いするものでございます。

その下の母子保健事業は1万4,000円の増額をお願いするものでございます。

1枚はねていただきまして、94ページ、95ページをお願いいたします。

最上段の子育て世代包括支援センター運営事業は51万9,000円の補正をお願いするものでございます。

その下の養育医療給付事業は64万8,000円の補正をお願いするものでございます。

その下の保健センター維持運営事業の保健センター運営事業は122万3,000 円の補正をお願いするものでございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

- ○委員長 これより質疑を行います。
 - 質疑はありませんか。
- ○野下委員 確認なんですけど、93ページの新型コロナウイルスワクチンの 接種で秋以降の実施についてなんですけど、対象者はどういう方か、これを 確認でちょっと教えていただけますか。

- ○健康づくり課長兼保健センター所長 対象者のほうは、*** 方が対象となっております。
- ○野下委員 4か月以上であれば何回打っていてもいいと。何回打ってとい うのは申し訳ないですけど、そういう感覚でいいですか。
- ○健康づくり課長兼保健センター所長 初回接種、これまでに従来株の1・ 2回目の接種を完了した方、お子様については3回接種まで完了した方が接 種が可能ということになっております。
- ○委員長 ほかに質疑はありますか。
- ○稲山委員 1点教えてほしいんですけれど、この新型コロナウイルスワクチンの接種で、今まで打ってきた新型コロナウイルスのワクチンと、もうつつ、新しい株のX何とかしらん対応の、ちょっと分からんのだけど、新しいのが、何か2つ接種券があるようなことを聞いたんだけど、この秋以降の接種券というのは、新しい変異株に対応した接種券なのか、今まで3回、4回と打ってきたワクチンの接種券なのか、これはどちらなんですかね。
- ○健康づくり課長兼保健センター所長 今回の令和5年秋開始接種の専用の接種券、予診票の色は桃色の様式になっておりますので、そちらの予診票をお持ちいただかないと、秋開始接種のXBB.1.5対応のワクチンの接種ができないということになっておりますので、従来、追加接種でそれぞれ接種券のほうを送らせていただいたんですけれども、そちらのほうは破棄していただくような形でお願いをしております。
- ○稲山委員 そうすると、打とうか打たまいか、何回目かちょっと分からん のですけど、接種券を送られてきた人の手元にある接種券というのは、この 時点で全部それは無効になるということでよろしいんですか。これから、生 後4か月以上の方が全て送られるということであれば、その以前に送られて きた接種券というのは全て無効だよという話でいいわけですね。
- ○健康づくり課長兼保健センター所長 まず、接種券のほうで、お子様のほうについては、従来、接種を希望する方から申請をいただいた方にしか送っておりませんので、今回もお子様のほうについては、そのような対応を継続させていただきたいと思います。

従来株、オミクロン株を接種されてきた方は接種券のほうを送らせていた

※ 後刻訂正発言あり

だいておりますけれども、これまで接種をされてこられなかった方に対して は接種券を送ってはいませんので、そこでもし今回の秋開始接種を打ちたい という御希望がありましたら、一度、保健センターまでお問合せいただいて、 秋開始接種の接種券を入手する必要がございます。

- ○稲山委員 一回も打ってない人というのは、極論すると、接種券は届いてないよということでいいわけですね。そういった方で、もし打ちたいということがあれば、保健センターのほうに連絡して接種券を送ってもらうか何か対応していただくという、そういう方法になるということですね。
- ○健康づくり課長兼保健センター所長 委員のおっしゃるとおりでございます。
- 〇稲山委員 分かりました。
- ○委員長 ほかに。
- ○三輪委員 今の予約状況というか、多分、今は9月、10月分を開けていると思うんですけれども、今回、アリーナがなくて個別の接種だけなので、なかなか予約が取りづらいというところもあるんですけど、11月以降の予約について、ここからこういうふうで開けるとか、そういう何か決まりがあるのか、各医院に任されているのか、その点についてお聞きしたいんですけど。
- ○健康づくり課長兼保健センター所長 現在の秋開始接種のワクチンのほうですけれども、予約枠のほうは10月末まで開けさせていただいております。そうした中で集団接種会場、市のほうでは運営はしない方針で進めておる中、その役割の一部を担っていただくということで、KTX株式会社診療所について、土曜日の午前になりますけれども、そちらで100人以上の接種をしていただくということで御協力いただいていますので、そちらのほうも9月の来週からですね、土曜日に限りますけれども、接種のほうの予約のほうが順次埋まっておる状況であります。

あと、コールセンターへお問合せの状況ですけれども、問題なく、つながりにくいとか、そういったような状況ではありませんので、希望する医療機関で予約枠が埋まっているような状況もありますけれども、全ての予約枠が埋まっている状況ではないということでありますので、また11月以降については順次状況を踏まえながら開放していく予定でございますので、よろしく

お願いをいたします。

あと、今予約のほうは、薬事承認の関係でファイザーの予約枠を開けておりますけれども、モデルナのほうも、また準備が整い次第、開放していく予定でございます。

- ○三輪委員 結局、11月からの分について、いつからそれが開けるというか、 出るということははっきりしてないということですか。
- ○健康づくり課長兼保健センター所長 現時点で11月以降まで開けてしまうと、医療機関でのワクチンのダブつきというのが出てしまいますので、まずは10月末までに、ワクチンの有効期限等、そういったワクチンロスを防ぐ意味から、一度に全部開けるのではなく、順次開放していくという計画で進めております。現時点で10月末までの予約枠が全て埋まっておるというような状況でありましたら、そういう対応も必要になりますけれども、まだ予約枠が全て埋まるような状況ではございませんので、その点、御案内はまた市のホームページ、あんしん・安全ねっとメールなどで周知を図ってまいりたいと思っております。
- ○三輪委員 すみません、もう一点だけ。

今回ので無料が終わりというような情報もあるんですが、そういうことが はっきりしているのか。もしこれが有料になると幾らぐらいになるかという のは分かりますか。

- ○健康づくり課長兼保健センター所長 国のほうは今回の秋開始接種までが 無料でというようなことを伺っております。来年度以降、高齢者インフルエンザのように助成をしていくかどうかといったのは、また年内に厚生労働省 のほうで検討がなされていくと思いますので、そういった中で各市町のほう で助成額を幾らにするだとか、そういった検討が必要になってまいりますので、また議会のほうに諮りながら進めてまいりたいと思いますので、現時点では幾らといったことは申し上げることはできませんので、よろしくお願いいたします。
- ○委員長 ほかに質疑はございませんか。
- ○野下委員 稲山委員が、さっき今までのワクチンと同じですかという質問 があったと思うんですけど、それへの確認をもう一回させてもらっていいで

すか。ファイザーとモデルナは今おっしゃったんですけど、ワクチンの物自 体は今までと一緒ですか。

- ○健康づくり課長兼保健センター所長 今回の秋開始接種については、オミクロン株の系統に対応したワクチンですので、これまで一番最初、従来株と言っていましたけれども、武漢株とか、そういったところとは、武漢株から来てオミクロン株というような形で追加接種を始めさせていただきますので、それぞれ系統が分かれてきている中で、オミクロン株の系統を引き継いできている部分もありますので、今主流となっている、また新しい変異株などありますけれども、重症化予防という観点でいけば、接種をされるところで効果はあるというような形で認識はしておるものでございます。
- ○野下委員 簡単に言うと変わらないと、直近で打ったのと変わらないとい うことでよろしいですか。
- ○健康づくり課長兼保健センター所長 全く変わらないというわけではないんですけれども、どこまでいってもワクチンというものは重症化予防のために接種するものでございますので、今はやっているものに対して効果がすぐ出るものではございませんけれども、打つことで重症化予防が期待ができるというところがありますので、打ってもかかられる方はお見えになります。ですから、基礎疾患をお持ちの方で重症化しやすい方は、接種をするほうがお勧めですというような話になりますので。
- ○委員長 ほかに質疑はございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いてこども未来部こども政 策課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○こども政策課長 それでは、令和5年度江南市一般会計補正予算(第4号)のうち、こども政策課所管の該当箇所につきまして御説明申し上げます。初めに、歳入でございます。

議案書の78ページ、79ページ中段をお願いいたします。

21款5項3目過年度収入、1節過年度収入、右側説明欄のこども政策課分は、令和4年度分子ども・子育て支援国庫交付金精算金をはじめ2項目でご

ざいます。

同じく79ページの下段をお願いいたします。

22款1項1目民生債、3節児童福祉債、右側説明欄のこども政策課分、(仮称)多世代交流プラザ整備事業費債でございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げますので、議案書の86ページ、 87ページをお願いいたします。

3款2項1目こども政策費、補正予算額は4,376万2,000円でございます。 内容につきましては、87ページの説明欄をお願いいたします。

最上段、病児・病後児保育事業、次にファミリー・サポート・センター事業、次に育児支援家庭訪問事業、次に子育て短期支援事業、次に要保護児童対策事業、次に子育て世代包括支援センター兼子ども家庭総合支援拠点運営事業、次に児童・遺児手当等事業のうち児童扶養手当事業及び児童手当事業、次に母子生活支援施設措置事業、はねていただきまして、89ページ上段をお願いいたします。最上段、母子・父子家庭自立支援給付事業、次に低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金支給事業、次に児童館等整備等事業でございます。

少し飛んでいただきまして、98ページ、99ページをお願いいたします。

中段、10款1項3目放課後児童費、補正予算額は484万6,000円でございます。内容につきましては、99ページの説明欄、放課後子ども総合プラン事業 (放課後児童健全育成)でございます。

説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長 質疑もないようでありますので、続いて保育課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○保育課指導保育士 それでは、保育課所管について御説明させていただきます。

歳入につきましては、議案書の78ページ、79ページの中段やや下に21款5項3目1節過年度収入、令和4年度分子どものための教育・保育給付費国庫交付金精算金はじめ5項目を掲げております。

歳出につきましては、88ページ、89ページの下段、3款2項2目保育費、 補正予算額は1,013万1,000円でございます。内容につきましては、89ページ の説明欄をお願いいたします。

保育園保育等事業は、339万6,000円の補正をお願いするものでございます。 その下、保育管理等事業は、1,000円の補正をお願いするものでございます。 す。

その下、保育園施設整備等事業は、526万9,000円の補正をお願いするものでございます。

その下、子ども・子育て支援事業は、146万5,000円の補正をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。補足説明はございません。御審議のほどよろしくお願いいたします。

- ○委員長 これより質疑を行います。 質疑はありませんか。
- ○三輪委員 すみません、議案質疑でも行いましたけれども、もう一回確認 で、保育園の調理員なんですが、正規職員の方が何人、会計年度任用職員が 何人で派遣の方が何人の人数と、それから待遇改善して何とか市として集め てもらいたいんですけど、今後どうしていくのかということで、何か計画が あれば教えてください。
- ○保育課指導保育士 令和4年度に正規の調理員が2名退職いたしました。 さらにその後、令和5年度に入って会計年度任用職員の退職3名や産休など もありまして、現在配置している給食調理員だけでは、早番とか土曜日の勤 務シフトを組んだりすることも今回難しくなってきている状況でございます。 その間、給食調理員の募集は継続的に行っていますけれども、応募人数が少 ないことや、給食調理業務の円滑な運営を行うためには、必要な職員数を下 回っている保育園も出てきております。

人員不足が長期化する中で、給食調理員の心や体への負担も大変大きくな

ってきておりますので、今回、人材派遣で給食調理員を補充することにより、 保育園での安定した給食業務の運営を図りたいと思っております。

予定としておりますのは、3名の人材派遣を予定としております。

- 〇三輪委員 現在の人数をもう一回、16園あるんですけど、全部で正規職員何人、会計年度任用職員何人、派遣の方は何人というのをちょっと教えてください。
- ○こども未来部長兼こども未来部保育課長 16園ある中で正規職員が配置されておりますのは10園、10人でございます。それ以外につきましては、再任用職員と全て会計年度任用職員という形になっております。再任用職員のほうは年を追うごとに減っていくと。正規職員のほうも退職に伴って減っていくという状況がございますので、正規職員がいない保育園もありますし、再任用職員が1人と会計年度任用職員というところもありますしということで、そういう状況で正規職員10名ということで、来年の3月にまた退職することが分かっている職員もいる中での補正をお願いしているところであります。
- ○委員長 ほかに質疑はありませんか。
- ○野下委員 古知野東保育園の空調設備の設計とあるんですけど、この古知 野東保育園というのは、今、空調というのは、改修するという話なんでしょ うけど、一括の空調なんですか、それとも個々の部屋の空調になっています か。
- ○保育課指導保育士 現在、空調のほうが調子が悪くなりまして今回補正を 組ませていただくんですけれども、これに関しては設計委託ということで、 防衛が絡んできまして、そちらのほうと検討をしながら進めていく形になり ますので、一括にするのかどうするのか、設計等の段階でこれから決めてい くことになるかと思います。
- ○こども未来部長兼こども未来部保育課長 現在は一括です。一括ですけれ ど、その中でも4系統に分かれているんですけど、個別空調ではないという ことです。
- ○野下委員 ここは防衛関係の、そういう周辺の事業費で、最初、空調で一括というか、それでやっている保育園という認識でよかったですか、そもそもが。
 - ※ 後刻訂正発言あり

○こども未来部長兼こども未来部保育課長 新しい整備後は、電気代のほう を防衛のほうから補助を受けたいということから補助対象になるような形に していきたいんで、そうするとどうしても個別ではなくて一括というかセントラル方式みたいな形になるんじゃないかなあと思っております。

実際、ほかの園でも、防衛のほうをもらってないところは個別空調なんですけれども、もらおうと思うと、それに合ったような形にしていくということで、どうしてもセントラルというか全体の空調を一括してやるシステムになるのかなと思っておりますけど、最終的な結論は、来年度、設計をやる中で、どちらが安価かということも防衛のほうに示しながら決定していくということであります。

○野下委員 今の防衛関係だと一括というところがどうもあるようなんですけれども、過去のいろんな議会の答弁を見ると、この保育園の空調というのは、部屋を限定して使用する場合は効率が悪いと。部屋ごとのシステムに改修するというのが、これは平成25年度の答弁で調べたらあるんですよね。だから、効率が悪いと言っているのに、またわざわざ、お金の件もあるんだけど、またそれに戻すのかと。今はここはほとんど一括ということなんですけど、それにまた戻すのかというちょっと疑問があるんですけど、市の方針としては、こういう個別で行っていくというのを最近はずっと進めていらっしゃる方針だと思っていまして、半分ぐらいはもうそれは終わっていると思うんですけど。

だから、せっかくの機会なんで、どんな傾向で見積りが出てくるか分かりませんけど、できたら個別でやってもらったほうが後々いいんじゃないかなと思うんですけど、どうなんでしょうか。

- ○こども未来部長兼こども未来部保育課長 ありがとうございます。現場の ほうも個別のほうが使いやすいという声は届いておりますので、ただ防衛の ほうもありますので、設計の中でしっかり結論を出していきたいと思います けれど、御意見として伺いますので、ありがとうございます。
- ○三輪委員 すみません、今のところで付け足しなんですけど、実はここは 去年から空調がおかしいという話がありまして、ええっと言っていたんです けど、本当に命に関わる今状況ですので、これから設計ですかという感じで、

私はその工事の費用がついてきたかと思ってちょっと残念なんですけれども、いろいろお金のこともあるかとは思うんですけれども、何とか早めに流用してでも直していただきたいと。本当に小さい子供、空調というか暑さ寒さにすごく弱いので、一回どこか引っ越したこともありましたけど、そういうことにならないように、ぜひ早急に対応をお願いします。

○委員長 御要望でいいですか。

ほかに質疑ございませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて教育部教育課について 審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○教育課長 教育課所管の補正予算につきまして該当箇所の御説明を申し上 げます。

歳出でございます。

100ページ、101ページをお願いいたします。

上段、10款2項1目小学校費で、補正予算額は336万6,000円の増額でございます。

該当箇所は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありますか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑もないようでありますので、続いて生涯学習課について審査 を行います。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○生涯学習課長兼少年センター所長 それでは、生涯学習課所管の補正予算 につきまして該当箇所を御説明申し上げます。

初めに、歳入について御説明を申し上げますので、議案書の76ページ、77ページをお願いいたします。

下段の18款1項2目教育費寄附金、2節社会教育費寄附金50万円でございます。

歳入は以上でございます。

次に、歳出について御説明を申し上げます。

100ページ、101ページをお願いいたします。

下段の10款4項1目生涯学習費で、補正予算額は37万円でございます。

その下、10款4項2目文化交流費で、債務負担行為の限度額といたしまして3億7,671万3,000円をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。 質疑はございませんか。

- ○三輪委員 子ども読書のところで、寄附していただいたので38施設に本を 入れたというようなことをお聞きしたんですけれども、こういう場合、選書 というのは誰がどういうふうにするのか教えてください。
- ○生涯学習課長兼少年センター所長 各施設のほうに要望を伺いまして、御 希望があった本を購入させていただきます。
- ○委員長 ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いてスポーツ推進課について審査を行います。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長 令和5年度江南市一般会計補正 予算(第4号)につきましてスポーツ推進課の該当箇所を御説明させていた だきます。

議案書の102ページ、103ページをお願いいたします。

歳出でございます。

10款5項1目スポーツ推進費で、補正予算額は183万9,000円の増額でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

- ○委員長 これより質疑を行います。
 - 質疑はありませんか。
- ○土井委員 集金サービス委託料というのがあるんですけれど、集金という

のはどういうお金について、多分御家庭から徴収するんだと思うんですけれ ど、そういう予定になっていますか。

- ○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長 委員のおっしゃるとおりでございまして、参加者、いわゆる保護者の方から参加費を徴収するために決済サービスでできるような仕組みを考えております。
- ○土井委員 有料だということですね。どれぐらいの金額に1人当たりなってくるのかというのは今分かりますか。
- ○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長 試行でございまして、試行の中でも1回500円程度、月、土・日で2回、4回だと、掛ける回数分というような形で予定をしております。
- ○土井委員 ありがとうございます。 保険料についても予算のほうに入っていて、市も負担すると思うんですけれど、その1回500円とかの中に各家庭負担分の保険料なども含まれているんですか。
- ○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長 今の段階では、保険料は入って いないということで予定をしております。
- ○三輪委員 これも議案質疑も出たんですけれども、今後の方向としまして、 土・日にスポーツクラブにお願いするということになると、ふだん中学校と かの練習が、団体競技とかができなくて個人の練習だけになってしまうのか ということでちょっと不安があるという話も聞いたんですけれども、今後の 方向として部活がどういう方向になるのか、どういう方向にしていく予定が あるのかということを聞きたいんですけど、いかがですか。
- ○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長 今、検討委員会でその辺りを行っておりまして、今、教育委員会としては、平日は学校のほうで引き続きということを考えておりますけれども、様々な意見が検討委員会でも出ておりますので、その検討委員会でいただいた意見を、これはまだ最終的な御意見としては決まってないんですが、いただいた後に市のほうで考えていきたいということでございます。
- ○三輪委員 中学生の子供とか保護者の意向というのがすごくあると思うの で、今まで教育の中ですごく大事な部分、人間関係をつくる大事な部分だっ

たと思いますので、試合に出るチームがいろんな学校から集まったチームだとすると、ふだん違うところで練習ということになるので、個人プレーはいいと思うんですけど、そういうチームプレーがどういうふうになっていくのか、その辺はやはり本当に子供や保護者の意見をしっかり聞いた、そういう方向性を考えていただけるように検討をお願いしたいと思います。要望です。

○教育長 いろんな課題があるわけですけれども、地域クラブでも大会には参加できる、それから学校の部活動でも大会に参加できるというような、今、併用というような動きなわけでありますので、その辺も一つの課題ではあることは間違いなくて、地域クラブも全ての種目が設置できるかどうかは、今検討しているところなんですけれども。例えば卓球部がありますが、卓球部を地域クラブが担えないということになれば、これまでどおり、例えば学校の部活動として進めていくしか、土・日の活動を認めるというか、補完するならばそれしかないだろうと。そうすると卓球部は学校のチームで出るだろうというようなこともあるでしょうし、実際に平日は学校の部活動でやります。休日は地域クラブでやります。バレー部があったとします。バレー部で子供たちは地域クラブにも参加するかもしれません。その地域クラブでも出られるし、学校の単位でも出られる。ただ、両方は出られませんので、それは選択になるということになりますが、学校のバレー部には参加するけど、地域クラブのバレー部には参加しない子も出てきます。そうしたときに学校単位で出るというようなことも今後出てくるだろうなと。

非常に今いろんな意味の課題があって、先ほど課長が言いましたけれども、 検討委員会の中でいろんな御意見をいただきながら、江南市として一番ベタ ーといいましょうか、ベストはなかなかないと思いますけど、ベターな方法 を今検討しているというようなことになります。そのためにも保護者の御意 見もいただきたいというふうに思っていますので、今後、アンケート等々に ついては考えてまいりたいというふうに思っております。

○三輪委員 やっぱりさっきのじゃないですけど、料金が要るとなると、その料金を支払える子は出られるけど、それが払えないから出られないという、学校の部活だったら特にお金が要らない。ほかに例えば剣道とかだと防具が要るとか、いろんな道具のお金もあると思いますので、経済的な理由によっ

て参加できないということがあると、それはいかんなと思うので、なるべく もし料金が要るとしても低額に抑えられるように考えていただきたいなあと。 これも要望です。

○委員長 御要望として承ります。

ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて学校給食課について審 査を行います。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○学校給食課長兼南部学校給食センター所長兼北部学校給食センター所長 それでは、学校給食課所管の補正につきまして御説明申し上げます。

歳出について御説明させていただきますので、議案書の102、103ページを お願いいたします。

102ページ中段、10款 5 項 2 目学校給食費、補正予算額は719万6,000円の 増額でございます。

説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

- ○委員長 これより質疑を行います。
 - 質疑はございませんか。
- ○稲山委員 3,000万円ぐらいの中で、この720万円もの増額補正が出てきた ということは、これはどういう意味なのかちょっと説明してほしいんだけど。
- ○学校給食課長兼南部学校給食センター所長兼北部学校給食センター所長 主な要因といたしましては、伐採については、この土地が平成初期に公園用 地として取得された、先行買収された土地でありまして、その中に樹齢30年 を超える大木が多く、見積りを3社の造園業者で行いましたが、それよりも 想定以上に処分量が出てしまったということが主な要因となります。
- ○稲山委員 非常に難しい問題かと思うんだけど、解体でも何でもそうなんだけど、実際問題、最初の見積りより、立米数かトンか分からんのやけど多くなったというこの事態で、これは全額補正予算で出てくるというのは、これはいかがなものかなと思うんだけど。この720万円の根拠というのは、どうやって出してきたんだろう。

- ○学校給食課長兼南部学校給食センター所長兼北部学校給食センター所長 伐採木、伐採と、あと伐根もあったんですけど、その処分費については、こ ちらについては産業廃棄物に当たりまして、ダンプトラックで処分場のほう に処分します。産業廃棄物になりますんで、マニフェスト伝票で管理をされ ているというところで、それの合計が今回の数量になったということになり ますんで、やみくもにトン数が上がったというわけではないので、それを根 拠に変更したというところになります。
- ○稲山委員 これ以上言ってもあれですけれど、実際問題、最初に3社で見積りを取って、そこである程度の立米数を計算させてやっておって、後でこんだけ出たでお金をくれというのは、普通からいったらちょっとおかしいというかクエスチョンの部分じゃないの。建物を解体するで入札をやって、仮に1,000万円ですといって、トラックで運んだら、10車しか見積もってなかったやつが、15車出たで5車分くれよというのと一緒の話だもんだから、ちょっとそれは公共的な話からいうと、民間で見積り誤りがあったとかという話でお互いにあれすればまた別問題だけど、ただマニフェスト上でそんだけ出たでという話やったら、最初から処分場は後で随契で出せばいい、そんな話だったらとは思いますので、いろいろとありますけれど、今後その辺しっかりと吟味してやったってください。すみません、まあいいです。以上。
- ○委員長 ほかに御質問はございませんか。
- ○土井委員 入札に至るまでの間に、入札しようと考えられる業者のほうから、伐採、整地は市がやるにしても、その後の引渡しレベルがちょっと分からないので教えてほしいという質問が結構たくさんあったみたいなんですけれど、あまり明確な回答が見当たらなくて、もう入札業者は決まっていると思うんですけれど、今の現況などというのは十分に理解していただいているんでしょうか。

「発言する者あり」

○土井委員 敷地の引渡しの前に……。

[「これ補正予算やよ」と呼ぶ者あり]

○土井委員 はい。伐採と整地は市がやるけれど、それがどの程度されて、 どの状態で業者に引き渡されるかが分からないという質問が結構あったので、 今の状況がどうなっているのかというのを……。

[発言する者あり]

- ○土井委員 伐採の処分費。
- ○委員長 今回、今雑木林になっていて、そこの伐採費用のあれだで。今、 多分土井委員が言っているのは、市のほうで伐採と整地までやって、建設業 者にどこで渡すかという質問。
- ○土井委員 今、伐採をして、当初の想定よりも大変だったということだと 思うんですけれど、その状況については業者のほうに把握してもらっている のかという。

[発言する者あり]

○委員長 ちょっと暫時休憩いたします。

午前10時36分休憩午前10時39分開議

- ○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。 じゃあ土井委員の質問に対して、課長、お願いします。
- ○学校給食課長兼南部学校給食センター所長兼北部学校給食センター所長 今回の敷地整地工事につきましては、新学校給食センターの事業者とは関係 ございませんので、事前に更地に市のほうでしたということになります。
- ○委員長 ほかに御質問ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いた します。

先ほどの野下委員の質問に対して、健康福祉部健康づくり課から答弁訂正 をお願いしたいという依頼がありましたので。

- ○健康づくり課長兼保健センター所長 先ほど野下委員からの9月20日から の秋開始接種の対象者について質疑があったときに、生後4か月といったと ころが、生後6か月からということになりますので、4か月ではなく6か月 以上の方が対象になるという形でお願いをいたします。
- ○委員長 続いて、保育課のほうからも答弁訂正がありますので、よろしく お願いいたします。

○こども未来部長兼こども未来部保育課長 先ほど三輪委員のほうから給食 調理員の件につきまして御質問をいただきました答弁が遅れまして申し訳あ りません。

今年の4月1日の現状で申し上げます。調理員のほう全体で70人の体制でスタートいたしました。先ほど申し上げましたように、正規職員が10人、再任用職員が8人、会計年度任用職員が、いろんな時間帯、時間があるんですけど、全体で52人、計70人でスタートしたというところでございます。

○委員長 これをもって質疑を終結いたしたいと思います。 暫時休憩いたします。

午前10時42分休憩午前10時42分開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第62号を挙手により採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されま した。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時42分休憩午前10時58分開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第63号 令和 5 年度江南市国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)

○委員長 続いて、議案第63号 令和5年度江南市国民健康保険特別会計補 正予算(第2号)を議題といたします。

それでは、当局から説明をお願いいたします。

○保険年金課長 それでは、議案第63号につきまして御説明をいたします。 議案書の105ページをお願いいたします。 令和5年議案第63号 令和5年度江南市国民健康保険特別会計補正予算 (第2号) でございます。

106ページから109ページにかけまして、第1表 歳入歳出予算補正及び歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を掲げております。

110ページ、111ページをお願いいたします。

今回の補正予算の歳入でございます。

3款1項1目保険給付費等交付金で補正予算額は924万円と、7款1項1目その他繰越金で補正予算額は7,337万9,000円でございます。

次に、歳出について御説明いたしますので、112ページ、113ページをお願いいたします。

4款1項1目基金積立金で補正予算額は7,337万9,000円と、8款1項1目 一般管理費で補正予算額は924万円でございます。

以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

- ○委員長 これより質疑を行います。質疑はございませんか。
- ○三輪委員 113ページのシステム改修委託料なんですが、924万円という。 この産前産後4か月の措置だけでこれだけのお金がかかるということで、県 からの交付金が出ているので市から出るお金はないんですけれども、こうい

うののシステム改修というのは、例えば入札するとか、決まったところでやるとか、どこに委託するのかというのは決まっているのか、入札とかそういうのがあるのか、お尋ねします。

- ○保険年金課長 もともとの国民健康保険のシステムがNECネクサソリューションズというところで委託、開発をしておりますので、システムの改修につきましては、この開発した業者以外ではできませんので、随意契約で契約をすることになります。
- ○委員長 ほかに質疑はございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いた します。 暫時休憩いたします。

午前11時01分休憩午前11時01分開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第63号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されま した。

議案第64号 令和5年度江南市介護保険特別会計補正予算(第1号)

○委員長 続いて、議案第64号 令和5年度江南市介護保険特別会計補正予 算(第1号)を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○高齢者生きがい課長 それでは、議案第64号につきまして御説明申し上げますので、議案書の115ページをお願いいたします。

令和5年議案第64号 令和5年度江南市介護保険特別会計補正予算(第1号)でございます。

116ページ、117ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

次に、118ページから119ページには、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を掲げております。

次に、120ページ、121ページをお願いいたします。

今回の補正予算の歳入でございます。

上段の3款1項1目介護給付費交付金は、552万2,000円でございます。

その下、7款1項1目繰越金は、3億844万1,000円でございます。

次に、歳出につきまして御説明申し上げます。

122ページ、123ページをお願いいたします。

上段の3款1項1目基金積立金の補正予算額は、1億2,546万5,000円でご

ざいます。

次に、下段の6款1項1目償還金及び還付加算金は、1億8,849万8,000円 でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長 質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時03分 休憩

午前11時03分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第64号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されま した。

議案第65号 令和4年度江南市一般会計歳入歳出決算認定について のうち

健康福祉部

教育部

こども未来部

の所管に属する歳入歳出

○委員長 続きまして、議案第65号 令和4年度江南市一般会計歳入歳出決 算認定についてのうち、健康福祉部、教育部、こども未来部の所管に属する 歳入歳出を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思います

ので、よろしくお願いいたします。

最初に、健康福祉部高齢者生きがい課について審査を行います。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○高齢者生きがい課長 それでは、議案第65号 令和4年度江南市一般会計 歳入歳出決算認定の高齢者生きがい課の所管について御説明申し上げますの で、事項別明細書の54ページ、55ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

最上段の13款1項1目1節社会福祉費負担金の老人ホーム措置費負担金で ございます。

次に、中段の14款 1 項 2 目 1 節社会福祉使用料で、備考欄の高齢者生きがい課所管分、老人福祉センター目的外使用料(電柱)から高齢者生きがい活動センター目的外使用料(郵便ポスト)までの 6 件でございます。

次に、60ページ、61ページをお願いいたします。

上段の14款2項2目1節社会福祉手数料で、備考欄の高齢者生きがい課所 管分、事業者指定手数料はじめ2件でございます。

次に、62ページ、63ページをお願いいたします。

上段の15款1項1目1節社会福祉費負担金で、高齢者生きがい課所管分の 低所得者保険料軽減負担金でございます。

次に、66ページ、67ページをお願いいたします。

上段の15款4項1目3節社会福祉費交付金で、高齢者生きがい課所管分の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

次に、70ページ、71ページをお願いいたします。

上段の16款1項1目1節社会福祉費負担金で、高齢者生きがい課所管分の低所得者保険料軽減負担金でございます。

次に、最下段の16款2項2目1節社会福祉費補助金で、高齢者生きがい課 所管分の社会福祉法人利用者負担軽減対策事業費補助金はじめ3件でござい ます。

次に、82ページ、83ページをお願いいたします。

最下段、21款5項2目11節雑入のうち、備考欄、高齢者生きがい課所管分の福祉電話未払金等徴収金はじめ3件でございます。

次に、86ページ、87ページをお願いいたします。

最下段の21款5項3目1節過年度収入で、高齢者生きがい課所管分の令和 3年度分低所得者保険料軽減国庫負担金精算金及び県費負担金精算金でござ います。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出でございます。

大きく飛んでいただきまして、156ページ、157ページをお願いいたします。 中段やや下、3款1項1目高齢者福祉費、備考欄、人件費等から、進んで いただきまして、163ページの備考欄の中段、特別敬老事業まででございま す。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

- ○委員長 これより質疑を行います。質疑はございませんか。
- ○津田委員 歳入のところ、83ページなんですが、不納欠損額19万円という のに高齢者生きがい課分というのはありますでしょうか。

もう一回言います。83ページの一番下にあった19万645円という不納欠損額、この中に高齢者生きがい課分はございますでしょうかと。

- ○高齢者生きがい課長 ございません。
- ○津田委員 これはどこに聞いたらいいものなんですか。

〔発言する者あり〕

- ○津田委員 どこの部、どこの課が、この欠損に当たるのかなというのが読んでいて分からなかったので。
- ○委員長 ちょっと暫時休憩いたします。

午前11時09分休憩午前11時09分開議

- ○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。 ほかに質疑はございませんか。
- ○津田委員 同じく今のところで、高齢者生きがい課分の福祉電話未払金等 徴収金と、あと緊急通報システム実費徴収金というのがございましたが、福 祉電話の貸与対象は何世帯ぐらいですかという質問が1つ。あともう一つ、

緊急通報システム設置対象、これも何世帯ぐらいですかというのが知りたいです。

○高齢者生きがい課長 まず、設置世帯数でございますけれども、福祉電話 につきましては令和4年度末で11件です。緊急通報装置につきましては、令 和4年度末で655件です。

どういった方が対象になりますかということですけれども、福祉電話につきましては、通信手段を持たない方に電話機を貸し出しまして、設置費と本人への基本料金を補助しているんですけれども、対象となる方は住民税非課税で65歳以上独り暮らしの方、高齢者と障害者のみの世帯、高齢者世帯でどちらかが要介護3・4・5の方という規定でございます。

次に、緊急通報装置につきましては、対象者の方は65歳以上の独り暮らしの方、独り暮らしの重度身体障害者の方、また要介護者がいる高齢者世帯、常時昼間または夜間独居になる65歳以上の高齢者がいる世帯でございます。

システムとしましては、緊急通報装置というものを設置しまして、緊急の ときにボタンを押すことでコールセンターに通報されるという仕組みでござ います。

- ○委員長 ほかに質疑ございませんか。
- ○三輪委員 159ページの介護サービス費負担軽減事業のところなんですが、 訪問介護の利用者の負担軽減の割合が減ってきているというふうに思うんで すけれども、利用者の数はそれによって変化があったかどうか、今後さらに その割合を減らしていく予定があるのかどうか、お尋ねします。
- ○高齢者生きがい課長 訪問介護の利用者負担軽減対策につきましては、令和5年、今年の7月までで制度としては終了になります。

対象者の数でございますけれども、令和4年度は認定者の方は65人でございます。

- ○委員長 ほかに質疑よろしいですか。
- ○三輪委員 163ページの敬老事業のところですが、何歳の方に何人分、あ と特別敬老事業というのはどういうもので何人分でどういう事業なのか教え てください。
- ○高齢者生きがい課長 敬老事業につきましては、75歳に到達された方に記

念品をお贈りしているものでございます。令和4年度の対象者の方は1,502 名でございます。

もう一つ、同じ事業の中で結婚50年のお祝いというのがございまして、御 夫婦で結婚50年を迎えられた方に対して記念品をお贈りしております。

特別敬老事業につきましては、満100歳を迎えられた高齢者の方に百寿章 ということで現金をお祝いとしてお贈りしています。対象者の方は、令和4 年が17名でございます。

○委員長 ほかに質疑よろしいですか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて福祉課について審査を 行います。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○福祉課長 それでは、福祉課所管につきまして御説明をさせていただきま すので、決算書の54ページ、55ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

14款1項2目民生使用料、1節社会福祉使用料のうち、福祉課所管は、わかくさ園目的外使用料(駐車場)はじめ3件でございます。

次に、62ページ、63ページの上段をお願いいたします。

15款1項1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費負担金のうち、福祉課所管の特別障害者手当等給付費負担金はじめ4件でございます。

次に、3節生活保護費負担金の生活保護医療扶助費負担金以下10件でございます。

続きまして、最下段の2項2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金 の地域生活支援事業費補助金以下2件でございます。

次に、64ページ、65ページ上段の3節生活保護費補助金の生活保護費補助金以下4件でございます。

次に、66ページ、67ページの上段をお願いいたします。

15款 3 項 2 目民生費委託金、1 節社会福祉費委託金のうち、福祉課所管の特別児童扶養手当支給事務費委託金でございます。

続きまして、その下、2節生活保護費委託金の支援相談員配置経費委託金

でございます。

次に、中段、4項1目民生費交付金、3節社会福祉費交付金のうち、福祉 課所管の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

続きまして、その下、4節災害救助費交付金の新型コロナウイルス感染症 対応地方創生臨時交付金でございます。

次に、70ページ、71ページをお願いいたします。

上段の16款1項1目民生費県負担金、1節社会福祉費負担金のうち、福祉 課所管の障害者自立支援給付費負担金以下5件でございます。

次に、中段の3節生活保護費負担金の生活保護費負担金でございます。

次に、下段の2項2目民生費県補助金、1節社会福祉費補助金のうち、福祉課所管の特別障害者手当等支給費補助金以下7件でございます。

次に、74ページ、75ページの下段をお願いいたします。

3項2目民生費委託金、2節生活保護費委託金のホームレス実態調査交付 金でございます。

次に、少し進んでいただきまして、82ページ、83ページをお願いいたします。

21款 5 項 2 目雑入、11節雑入のうち、福祉課所管の中国残留邦人等支援給付費返還金以下11件でございます。

次に、86ページ、87ページの最下段をお願いいたします。

3目過年度収入、1節過年度収入のうち、福祉課所管は88ページ、89ページの上段の令和3年度分障害者自立支援医療給付費国庫負担金精算金以下6件でございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出でございます。

飛んでいただきまして、162ページ、163ページをお願いいたします。

下段の3款1項2目障害者福祉費で、備考欄、人件費等から、175ページの備考欄上段の児童発達支援センター業務委託事業まででございます。

続きまして、180ページ、181ページをお願いいたします。

上段の3款1項4目福祉活動費で、備考欄、社会福祉関係団体育成事業から、備考欄下段、民生委員推薦会事業まででございます。

続きまして、少し進んでいただきまして、208ページ、209ページをお願い いたします。

下段の3款3項1目生活保護費で、備考欄、生活保護事業から、213ページの備考欄下段の電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事業まででございます。

次に、同ページ、212ページ、213ページの最下段をお願いいたします。

4項1目被災者支援費で、備考欄、災害援護事業から215ページの備考欄 上段のウクライナ避難民人道支援一時金支給事業まででございます。

歳出は以上でございます。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

- ○委員長 これより質疑を行います。 質疑はありませんか。
- ○三輪委員 165ページの基幹相談事業と成果報告書の188ページも関連して お伺いいたします。

相談事業を委託は社会福祉協議会にされていると思うんですけれども、この中に臨床心理士への支払いもあるということなんですが、その相談件数というのが平成28年に比べて減っているという状況ということが成果報告書にあるんですが、ここ最近はコロナ禍の影響もあって減っているのかなと思うんですが、その相談件数は最近どうなっているのかということと、専門職の人材確保が必要ということが書いてあったんですが、臨床心理士以外にどういう人を人材確保しようという計画があるのか、もし計画があれば教えてください。

○福祉課長 まず、相談件数でございますが、令和3年度から令和4年度に かけての件数というのは、まずは増加の傾向にございます。

令和3年度の実績といたしましては、相談件数、延べで1,061件であったのが令和4年度は1,376件という形になっておりますので、コロナ禍から社会活動が始まってきたというところで件数は伸びている状況だというふうに考えております。

あと、人材育成の部分に関しましては、まだ具体的に誰をどういうふうに

というところまでは決まっていないというのが現状でございまして、今後、 基幹相談を含めての話になるんですが、重層的な支援体制の整備というとこ ろもございますので、そういった点を踏まえて社会福祉協議会との協議を進 めて、どういった方々が適性かというところを検討していきたいというふう に考えておりますので、よろしくお願いいたします。

- ○三輪委員 この臨床心理士というのは、どういう頻度というか、週1回とか、何か決まった頻度で来てみえるのか、それか必要があるときに依頼して来ていただくというふうなのか、どういうふうな形で来ていただいているのか、分かれば教えてください。
- ○福祉課長 臨床心理士の活動内容というところでございますが、特に障害児の発達の相談というところを受け持っていただいておりまして、月2回、わかくさ園のほうで実施します発達相談というところと、これが令和4年度実績でいきますと年間22回と、月に1回から4回なんですが、園によってちょっとばらつきがありますが、各保育園に巡回して児の相談を受け持ってもらう巡回相談、これが令和4年度実績として年間31回という形で、こういったところで活動をお願いしていっているものでございます。
- ○三輪委員 ちょっと確認ですが、おり一ぶでやっている児童発達支援の相談とは別に、各園を回ったり、わかくさ園に行っていただいているという事業がこちらに入っているということですね。
- ○福祉課長 委員おっしゃられているとおり、児童発達支援センターとは別 の事業になります。
- ○委員長 ほかに質疑はございませんか。
- ○津田委員 先ほどもちょっと聞きましたが、83ページの歳入のところで11 節の雑入の不納欠損額並びに収入未済額というので、今回の福祉課に関係す るものというのは何かございますでしょうか。
- ○福祉課長 須賀議員からの議案質疑と答弁が重なるんですが、不納欠損額 19万645円のお話になると思いますが、この説明をさせていただきます。

この不納欠損額19万645円は、生活保護法第78条に基づく生活保護費徴収金に当たるものでございます。生活保護費徴収金につきましては、不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者、そういった方々があられたとき

には、その費用の額の全部または一部をその方々から徴収することができる というものでございます。

令和4年度におきまして、この徴収金を不納欠損した内容でございますが、 給与収入の未申告による徴収額が3件で16万5,812円、年金収入の未申告に よる徴収額が1件で2万4,833円の計19万645円、これを地方自治法第236条 の規定による5年の時効によりまして債権が消滅したというところで不納欠 損したものでございます。

なお、時効となった理由でございますが、本人死亡による相続人の不在が 1件、居所不明による催告の不能が3件というふうになってございます。

- ○津田委員 確認なんですが、さっきおっしゃった19万円とか445万円とい うのは、ここの備考には記入されてないということですね。
- ○福祉課長 備考欄のほうには上がってない状況です。
- ○委員長 ほかに質疑はございませんか。
- ○土井委員 167ページの地域自殺対策事業について伺いたいんですけれど、何か自殺対策というと相談とかするのが主なのかなと思うんですけれど、システム運営のほうのお金が結構割合が多くて、このシステムというのはどういうシステムを持っていらっしゃるのか、伺いたいです。
- ○福祉課長 このシステム委託料 9 万9,000円のところでございますが、「こころの体温計」というメンタルセルフのチェックというような形のシステムになりまして、もし不安があるような方とか、そういった方々がそこにアクセスをして、「こころの体温計」ということで、心がどういうふうな状況になっているかというのを確認するようなシステムとなっております。

アクセス数としては、令和4年度実績でいきますと、延べ1万2,297人の 方に御利用いただいているところでございます。

- ○土井委員 相談員謝礼のほうが5万5,000円、これは相談員の方というのは何人ぐらいいらっしゃるんですか。
- ○福祉課長 相談員謝礼として5,000円、11回ということで、これは1人の方、5万5,000円の支出になるんですが、布袋病院の社会保健福祉士の方を相談員としてお招きしまして、年間11回、通常でいくと月1回の12回になるんですが、少し昨年度は体調不良で1回お休みだったんですけど、西分庁舎

で2時から4時まで2時間程度の相談を受け付けているところでございます。

[発言する者あり]

- ○福祉課長 ごめんなさい、失礼いたしました。精神保健福祉士です。
- ○委員長 ほかに質疑はありませんか。
- ○三輪委員 173ページのわかくさ園のところで修繕料が6万6,110円というのがあるんですが、これは何を修繕されたのか。わかくさ園、前から冷暖房機の不具合というのがあったのでちょっと心配もしているのですが、それだったのかどうかお尋ねします。
- ○福祉課長 わかくさ園の修繕料 6 万6,110円というところの修繕費に関しては、芝刈り機の故障によって修繕をしたものでございます。
- ○三輪委員 確認ですが、冷暖房とか、その辺の不具合は令和4年度はなかったということですね。
- ○福祉課長 現状、古いのは確かなんですけれども、ダウンしたというところはございません。
- ○委員長 ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて健康づくり課について 審査を行います。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○健康づくり課長兼保健センター所長 それでは、議案第65号 令和4年度 江南市一般会計歳入歳出決算認定について、健康づくり課の所管について御 説明申し上げますので、事項別明細書の54ページ、55ページをお願いいたし ます。

初めに、歳入でございます。

上段の14款1項1目1節総務管理使用料、備考欄、秘書政策課所管の布袋 駅東複合公共施設予定地目的外使用料(電柱)はじめ2項目でございます。

3枚はねていただきまして、60ページ、61ページの上段をお願いいたします。

14款2項3目1節保健衛生手数料、備考欄、健康づくり課所管の休日急病診療所診療収入はじめ4項目でございます。

1枚はねていただきまして、62ページ、63ページ中段をお願いいたします。 15款1項2目1節保健衛生費負担金、備考欄、健康づくり課所管の未熟児 養育医療給付費負担金はじめ2項目でございます。

次に、その下の15款2項1目1節総務管理費補助金、備考欄、秘書政策課 所管の都市構造再編集中支援事業費補助金でございます。

1枚はねていただきまして、64ページ、65ページ中段をお願いいたします。 15款2項3目1節保健衛生費補助金、備考欄、健康づくり課所管の疾病予 防対策事業費等補助金はじめ4項目でございます。

1枚はねていただきまして、66、67ページ下段をお願いいたします。

15款4項2目1節保健衛生費交付金、備考欄、健康づくり課所管の子ども・子育て支援交付金はじめ3項目でございます。

2枚はねていただきまして、70ページ、71ページの中段をお願いいたします。

16款1項2目1節保健衛生費負担金、備考欄、健康づくり課所管の未熟児養育医療給付費負担金でございます。

1枚はねていただきまして、72、73ページ中段をお願いいたします。

16款2項3目1節保健衛生費補助金、備考欄、健康づくり課所管の健康増進事業費補助金はじめ7項目でございます。

3枚はねていただきまして、78、79ページ下段をお願いいたします。

18款1項4目1節保健衛生費寄附金、備考欄、健康づくり課所管の寄附金でございます。

次に、最下段の19款1項1目1節基金繰入金、備考欄、秘書政策課所管の 江南市ふるさと応援事業基金繰入金はじめ2項目でございます。

2枚はねていただきまして、82、83ページ中段をお願いいたします。

21款 5 項 2 目 6 節健康診査等実費徴収費、備考欄、健康づくり課所管の健 康診査実費徴収金でございます。

1枚はねていただきまして、84、85ページ上段をお願いいたします。

21款 5 項 2 目11節雑入、備考欄、健康づくり課所管の公衆衛生実習指導業 務委託費はじめ 7 項目でございます。

2枚はねていただきまして、88、89ページ上段をお願いいたします。

21款 5 項 3 目 1 節過年度収入、備考欄、健康づくり課所管の令和 3 年度分 未熟児養育医療給付費国庫負担金精算金でございます。

次に、中段の22款1項1目1節総務管理債、備考欄、秘書政策課所管の布袋駅東複合公共施設整備事業債でございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出でございます。

少し飛んでいただきまして、100ページ、101ページをお願いいたします。

2款1項2目秘書政策費、備考欄上段の布袋駅東複合公共施設整備等事業 及びその下の布袋駅東複合公共施設維持運営事業でございます。

大きく飛んでいただきまして、214、215ページをお願いいたします。

4款1項1目健康づくり費、備考欄、人件費等から、進んでいただきまして、229ページの備考欄、中段の保健センター維持運営事業の保健センター 開館準備事業まででございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

- ○委員長 これより質疑を行います。
 - 質疑はありませんか。
- ○土井委員 予防接種の件で伺いたいんですけれど、成果報告書の245ページに事業実績が載っていて、風疹と子宮頸がんのワクチンの接種率とか、風疹のほうは検査の受検者数が、ほかの事業に比べて大分低いなと思うんですけれども、課題のほうにそれが触れられていないので、風疹も子宮頸がんも、今、国がかなり進めているところだと思うんですけれども、どのように分析されていらっしゃるか教えてください。
- ○健康づくり課長兼保健センター所長 風疹の接種状況なんですけれども、 対象となる世代、風疹の追加的、風疹の5期の対策の中で接種券のほうを令 和4年度に8,000通ぐらい対象者のほうに送らせていただいておりますが、 そこの中で風疹の抗体検査のほうを受けられた方が331人見えました。そう いった中で抗体価が低い方が85人おります。

これまで令和2年、令和3年度、それぞれ対象ですね、令和2年度の方については1万1,000人、令和3年度は9,000人近くの方に無料クーポン券を配付して接種を勧めてまいりました。そういった中で、抗体検査を受けられて

いる方が令和2年度が2,500人、令和3年度が900人程度はありましたので、 年度を重ねることで検査を受けていただいて、抗体価の低い方には予防接種 を打っていただいているという状況であります。

こちら令和7年の2月末までが対象となりますので、来年度に向けて抗体 検査を受けられていない方に対しては、はがきなどの案内を送らせていただ いて、抗体価が低いかどうかの検査の確認をしていただいて、低い方には予 防接種をしていただこうというところで考えております。

子宮頸がんワクチンについては、キャッチアップ接種のほうが始まりましたが、成人を迎えられた女性の方に対してキャッチアップのほうを進めておりますが、どうしても性交渉、そういったところの経験があると、ワクチンを接種するよりも子宮頸がんの検診のほうを受けていただいて現状を確認していただくということになりますので、まだ性交渉などの経験のない方に対してはワクチンの接種のほうをお勧めしますが、そういった経験をされた方に対しては子宮頸がんの検診を受けていただくような形で予防といったところに努めてまいりたいと考えております。

○土井委員 ありがとうございます。

風疹のほうは、多分、対象になるであろう世代の議員でも御存じない方がいらっしゃったので、まだまだ周知がちょっと不十分なのかなと思うところもあるので、引き続きお願いします。

子宮頸がんのほう、若年の本来の定期接種のほうの年齢の接種率は今のところで問題ないということでよろしいでしょうか。キャッチアップのお話をしていただいたので、定期接種のほうの状況はどのように見ていらっしゃるかだけ教えてください。

○健康づくり課長兼保健センター所長 子宮頸がんの定期接種の方になりますけれども、令和4年度におきましては1,869人の方が対象という形で御案内させていただき、そちらの方で接種をされた結果になりますけれども、15.2%という状況になっておりますので、またそれぞれ小学6年生、中学1年生になるタイミングのところで御案内をさせていただいておりますので、そういったところで周知・啓発に努めていくといったところを考えております。

- ○委員長 ほかに質疑はありませんか。
- ○藤岡委員 227ページの地域医療推進支援事業の第2次救急医療対策費補助金ですね。今、第2次救急病院という形で、どこの病院にこの補助金をまず出しているか。
- ○健康づくり課長兼保健センター所長 江南市が属します江南保健所管内の病院になりますが、第2次救急医療として指定されているのは大口町のさくら病院、それから犬山市にあります総合犬山中央病院でございます。そうした中で江南厚生病院につきましては第3次救急医療になりますが、江南市の2次救急医療も担っていただいているといったところになりますので、この3病院に対して第2次救急医療対策費の補助金のほうを交付しておる状況でございます。
- ○藤岡委員 今説明があったんですが、江南厚生病院は2次救急プラス3次 救急をやっているという形の、まず確認ですけど。
- ○健康づくり課長兼保健センター所長 江南厚生病院につきましては、江南保健所管内だけではなく、尾張北部圏域の医療機関の中で第3次救急医療、災害医療病院というところも担っていただいておりますので、江南市にとっては2次救急医療も担っていただくというようなところでお願いをしております。
- ○藤岡委員 同じページに江南厚生病院建設費補助金があるんですけれども、 これはいつまで続くんでしたっけ。江南厚生病院に関しては、これでもう終 わりでしたか。
- ○健康づくり課長兼保健センター所長 江南厚生病院建設費補助金につきましては、令和5年度が最終年度になりますので、もう一年、補助金を交付する予定になっております。
- ○藤岡委員 その他も江南厚生病院に関する何かそういった補助金関係とい うのは、例えば新しい機械を買うので、それをまた援助してほしいとか、そ ういうのはよく出てくるんですけれども、特にないですか。
- ○健康づくり課長兼保健センター所長 江南厚生病院、厚生連のほうから、 建設費の補助金が終わった後について、地域医療を担うといったところで、 今後も江南市の市民病院的なところも務めていきたいということから、高度

医療機器、先進医療機器に対しての購入費補助などを検討していただけないかという要望等は従来から受けておりますので、そういったところも今後検討していく必要があると認識しております。

○三輪委員 すみません、2点お願いします。

1点目は、217ページのがん患者アピアランスケア支援事業のところで66万3,898円というのがあるんですけれども、これはどういうものに何件補助したのかという点と、もう一件は229ページの保健センター開館準備事業の中に、既に何か修繕料というのが9万9,000円入っていたんですけれども、開館準備で修繕というのが、ちょっとええっと思ったんですが、何を修繕したのか教えてください。

○健康づくり課長兼保健センター所長 がん患者アピアランスケア支援事業 についてになりますが、こちらのほうは、がん患者の方の心理的・経済的負担を軽減するためにアピアランスケア用品、医療用のウイッグ、乳房補整具 の購入費の一部を補助しております。

こちらの令和4年度の実績でございますが、医療用ウイッグが29件、決算額にしますと50万8,405円、乳房補整具は9件、15万5,493円、合計で38件の66万3,898円を補助したものでございます。

続きまして、229ページの修繕料についてでございますが、こちら旧保健センターの入り口の前に、保健センターと休日急病診療所を御案内する看板が立っております。こちらにつきまして、保健センターの移転に伴いまして看板の表記を休日急病診療所という表記に、看板の表記を変えたころで9万9,000円を執行しております。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 よろしいですか。

質疑も尽きたようでありますので、ここで暫時休憩いたします。

午前11時50分休憩午後1時04分開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、保険年金課について審査をお願いいたします。

当局から補足説明がありましたら、よろしくお願いいたします。

○保険年金課長 保険年金課所管の決算について御説明いたします。

決算書の62ページ、63ページをお願いいたします。

初めに、歳出でございます。

上段にございます15款1項1目1節社会福祉費負担金のうち、保険年金課所管の国民健康保険基盤安定負担金をはじめ2項目でございます。

次に、66ページ、67ページをお願いいたします。

最上段にございます15款 3 項 2 目 1 節社会福祉費委託金のうち、保険年金 課所管の国民年金等事務費委託金でございます。

次に、70ページ、71ページをお願いいたします。

上段の16款1項1目1節社会福祉費負担金のうち、保険年金課所管の国民健康保険基盤安定負担金をはじめ3項目でございます。

次に、72ページ、73ページをお願いいたします。

上段の16款 2 項 2 目 1 節社会福祉費補助金のうち、保険年金課所管の後期 高齢者福祉医療費補助金をはじめ 6 項目と、その下にございます 2 節児童福 祉費補助金のうち、保険年金課所管の母子・父子家庭医療費補助金をはじめ 4 項目でございます。

次に、82ページ、83ページをお願いいたします。

やや中段上にございます12款5項2目4節医療費付加給付徴収金の障害者 医療高額療養費徴収金をはじめ10項目でございます。

次に、84ページ、85ページをお願いいたします。

21款5項2目11節雑入のうち、中段にございます保険年金課所管の後期高齢者健康診査委託費をはじめ3項目でございます。

次に、88ページ、89ページをお願いいたします。

上段にございます21款5項3目1節過年度収入のうち、保険年金課所管の 令和3年度分後期高齢者医療療養給付費負担金精算金でございます。

続きまして、歳出でございます。

174ページ、175ページをお願いいたします。

上段、3款1項3目社会保障費、備考欄、人件費等から、180ページ、181ページ上段、国民年金事業までの13事業でございます。

大きくはねていただきまして、206ページ、207ページをお願いいたします。 中段にございます3款2項3目医療助成費の福祉医療費助成事業と子ども 医療費助成事業の2事業でございます。

以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

いいですか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑もないようでありますので、続いて教育部教育課について審 査を行います。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○教育課長 教育課の所管につきまして、該当ページの御説明をさせていた だきます。

初めに、歳入でございます。

決算書58ページ、59ページをお願いいたします。

上段でございます。14款1項7目教育使用料、1節小学校使用料は、学校施設目的外使用料(電柱)をはじめ4項目でございます。

その下、2節中学校使用料も、学校施設目的外使用料(電柱)をはじめ4項目でございます。

次に、64ページ、65ページをお願いいたします。

中段、15款2項5目教育費国庫補助金、1節小学校費補助金は、特別支援 学級児童就学奨励費補助金をはじめ4項目でございます。

その下、2節中学校費補助金は、要保護生徒就学援助費補助金をはじめ5項目でございます。

次に、68ページ、69ページをお願いいたします。

上段、15款 4 項 4 目教育費交付金、1 節教育総務費交付金のうち、右側備 考欄、教育課所管は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で ございます。

その下、3節小学校費交付金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生

臨時交付金でございます。

その下、4節中学校費交付金も、新型コロナウイルス感染症対応地方創生 臨時交付金でございます。

次に、74ページ、75ページをお願いいたします。

上段、16款2項8目教育費県補助金、1節教育総務費補助金のうち、右側備考欄、教育課所管は、放課後子ども教室推進事業費補助金をはじめ4項目でございます。

次に、76ページ、77ページをお願いいたします。

最上段、16款3項5目教育費委託金、1節教育総務費委託金は、キャリアスクールプロジェクト事業委託金をはじめ2項目でございます。

次に、同じページの最下段、17款1項2目利子及び配当金、1節利子及び 配当金のうち、はねていただきまして、79ページの備考欄上段、教育課所管 は、江南市横田教育文化事業基金利子をはじめ2項目でございます。

次に、同じページの中段やや上、18款1項2目教育費寄附金、2節小学校 費寄附金でございます。

次に、同じページの最下段、19款1項1目基金繰入金、1節基金繰入金の うち、はねていただきまして、81ページの備考欄上段、教育課所管は、江南 市ふるさと応援事業基金繰入金をはじめ3項目でございます。

次に、86ページ、87ページをお願いいたします。

21款 5 項 2 目雑入、11節雑入のうち、右側備考欄中段、教育課所管は、小 学生平和教育研修派遣事業費負担金をはじめ 2 項目でございます。

続きまして、歳出でございます。

大きくはねていただきまして、306ページ、307ページをお願いいたします。

中段、10款1項1目教育支援費でございます。

次に、312ページをお願いいたします。

下段、10款1項2目教育環境費でございます。

次に、320ページをお願いいたします。

中段、10款2項1目小学校費でございます。

次に、328ページをお願いします。

下段、10款3項1目中学校費でございます。

教育課所管については以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

- ○委員長 これより質疑を行います。 質疑はありませんか。
- ○津田委員 お金に関わる話にちょっと関わってくるんですが、成果報告書の108ページで、成果の状況の中で、小学校、中学校の不登校の割合がかなり増えてきているのがちょっと気になっていまして、特に中学校の不登校の割合が今年度でいうと8.39%ということで、一昨年から比べると倍増しております。今回、これに関わるような話としまして、歳出の中でいじめ・不登校対策事業というのがあったので、これがちょっと少なくないのかなとは思ってもおったんですけれども、今回ここで質問させていただきたいのは、今まで言いました中学校の不登校の割合8.39%、これが全国平均の5.0%、愛知県の平均の5.4%というのもちょっと調べましたら出てきましたので、これに比べてかなり多いと思っておりまして、何らかの対策というのが、ここに書いてある成果と課題の分析以外に何か必要ではないかと思いまして、もしも何か考えられているのであれば教えていただきたいと思います。
- ○教育課長 この問題につきましては、早期発見、早期対応が肝要であるというふうに考えております。そういった意味では、児童・生徒と直接接するスクールソーシャルワーカーや心の教室相談員、また県費のスクールカウンセラーの役割が非常に重要であるというように認識のほうをしております。その中で、心の教室相談員につきましては、15校に1名ずつ配置しておりますので、こういった方の時間を増やせないか、今後ちょっと検討はしていきたいなというふうには考えております。
- ○委員長 ほかに。
- ○土井委員 ちょっと今の関連で伺いたいんですけれど、心の教室相談員やスクールソーシャルワーカーというのは、目的としては、子供を不登校にさせないために相談に乗ったりするということでよろしいですか。例えば何か悩みを抱えている子が相談に来たら、いいよ、学校を休んでもということとかもあり得ると思うんですけれど、それは施策の方向性としては、市の目標に反しているというか、市の目標としては、話を聞いてあげるから頑張って

学校に来ようねという話になるのか、スクールソーシャルワーカーや心の教室相談員の目的として不登校にさせないことがあるのか、子供の悩みに寄り添うということなのか、ちょっとどちらを想定されているのか教えてほしいです。

- ○教育課長 子供の悩みを気軽に聞くというようなところがありまして、子供が抱える不安や悩みを相談していただいて、解消していくというようなところだとは思います。
- ○土井委員 その結果として、不登校になるというか、ちょっと学校から離れてみようかというアドバイスをすることは、市の教育課の方針としては許容できることですか。
- ○教育長 先ほど言ったように、心の教室相談員というのは、まず子供たちが悩んでいることを相談するというのが主な目的でありますし、それから保護者のほうも相談がしたいということであれば、それも受けていくという中において、今の学校生活で非常に課題があって、自分は、例えば登校しにくい状況があるというときには、当然心の教室相談員だけの判断ではなくて、学校の管理職だとか、あるいは学校全体でそういうことについて考える機会といいますかケース会議的なものを開きながら、この子についてはどういう対応をしたほうがいいかということについて判断をしていくと。

それが、例えば今土井委員おっしゃったように、しばらく学校じゃなくて 自宅でちょっと様子を見てみましょうかというようなこともあるかも分かり ません。それはその場その場のケースにおいて起きることであって、心の教 室相談員を置いているのは、まずは悩みを聞いてあげる、それが主な目的で あります。

○土井委員 ありがとうございます。

だとすると、やっぱり心の教室相談員の設置やスクールソーシャルワーカーの設置は、不登校対策とはちょっと別の枠組みでやっていかれるというか、そういうふうに理解をしたほうが、私たちもこの施策を判断するときにもいいのかなと思うんですけど、それは一体でよろしいですか。不登校対策というのと心の教室相談員の設置というのは別なのかなと今のお答えで思ったんですけれど、一緒……。

- ○教育長 心の教室相談員は、まずは学校での相談活動が中心です。スクールソーシャルワーカーというのは、市においては今2人置いておるわけですけど、それは家庭に入っていただいて、家庭の状況を聞いていただいたり、あるいは学校の状況で、この子についてはこういう対応が必要じゃないか、ぜひお母さんやお父さんの考えも聞いていただきたいというような形で相談活動をしていくということが主な役割でありまして、スクールソーシャルワーカーが常に学校にいてということではなくて、どちらかというと連携を取っていく、そういう役割を果たしていただいているということになろうかと思っています。
- ○土井委員 ありがとうございます。

ちょっと一歩離れるんですけれど、適応指導教室のほうもちょっと並んで事業の決算額が上がっているので、そちらも伺いたいんですけれども、こちらの評価結果の効率性がAになっているんですけれども、ちょっと議案質疑でもあったかと思うんですけど、結構額が大きい割に利用者数が少ないということで、私、適応指導教室が必要ないとは思わないんですけれども、効率の面でいうと、この決算額に対して本当に最大の効果が得られているかというと、ちょっと利用者数が少ないというところで怪しいかなと思うんですけれど、ここの評価についてちょっと御見解を伺えたらと思います。

○教育課長 適応指導教室 Y o u・輝につきましては、大薮議員の議案質疑でもちょっとお答えさせていただいたんですが、日々の登下校児童・生徒の通室業務以外にも、相談業務であったり、不登校で悩んでいる保護者が意見交換できる場であったりとか、あと学校訪問も行っておりまして、いろいろな業務のほうがございます。しかしながら、通室数が少ないというようなことは認識しておりまして、そこのことは深刻であるというふうには受け止めております。

今後のYou・輝につきましては、気軽に通室しやすい雰囲気づくりに努めてまいりたいというふうに思っております。少しでも多くの不登校児童・生徒の受皿になれるようにというふうには考えておりますので、お願いいたします。

○土井委員 ありがとうございます。

サポートルームが設置されて、そちらのほうはすごく評判がよくて、この前お会いした不登校の児童もサポートルーム最高とおっしゃっていたので、そういうこともちょっと調査しながら、よりYou・輝もサポートルームも居心地のよい場所になっていくようにお願いしたいと、要望でお願いいたします。

- ○委員長 ほかに御質問は。
- ○野下委員 今のYou・輝の件ですけど、これは非常に少ないという話なんですけど、本来ならば、もっとニーズがあるんじゃないかと思うんですよね、実際問題に。You・輝になかなか通ってこられないというのは、何かそこの段階で通ってこられないような要因、例えばYou・輝の先生と保護者とか、You・輝の先生と学校とか、この辺がちゃんと連携がうまくいっているかどうか、この辺をちょっと聞きたいと思います。ちょっと決算と関係ないかも分からんね。
- ○教育長 実際に、今課長が申し上げましたように、You・輝の入室数で考えますと、不登校者数を考えれば少ないというのは皆さん方も当然そんなことを指摘されるところだろうというふうに思います。実際、私も大薮議員のところで答弁させていただきましたけれども、You・輝に入室する段階では、家庭と学校の相談の中でYou・輝を紹介するわけですけれども、そういう紹介を受けて、そして体験したり、あるいはYou・輝で相談をしたり、そして実質入室に至るというケースと、入室に至らないケースというふうにあるんですけれども、その辺のところはやっぱり少しハードルが高いというふうには感じております、実際のところでいきますと。

やっぱりYou・輝は、最終目標としては、学校復帰を私どもも目指していきたいというふうに思っています、最終的にはですね。だけど、その途中では、やはりYou・輝に入って体験をしていく、あるいは活動していくということが大事なことだろうなというふうに思いますので、先ほど課長が申しましたように、できるだけ気軽にYou・輝で活動ができるような、そんな雰囲気づくりをもう一度指導員とも相談をしながら進めていきたいなというふうに思っています。

やはり民間のフリースクールは民間のフリースクールのよさが当然あるわ

けであります。そういうところももちろん紹介することもありますけれども、市の教育委員会として適応指導教室を設置してあるわけですので、何遍も繰り返しになりますが、最終的にはやっぱり学校復帰してほしいという願いの下につくってありますけれども、結果的に学校復帰できない場合だってあるわけでありますから、そうじゃなくて、You・輝で活動できる、そんな雰囲気が、各学校のほうにも再度、You・輝はそういう形で少し悩みがある子については、ぜひYou・輝のほうを御紹介くださいという形で進めていきたいなというふうに思っております。

- ○野下委員 教育長が最後におっしゃったことはとても大事な部分でして、 やっぱり学校とYou・輝とか、あとYou・輝と保護者、学校と、この辺 をしっかりと連携とか、相談関係をしっかり取って、そして保護者の希望が 通るようなところで、最後のYou・輝のお話ですけど、ちょっとハードル が高いかも分かりませんので、その辺は今後ぜひお願いしたいと思います。
- ○委員長 御要望でいいですか。
- ○野下委員 これは要望でいいです。

もう一点いいですか。

成果報告書の101ページで、5番の院内学級事業と書いてありますけど、 これはちょっとどういうことか教えていただいていいですか。

- ○教育課長 こちらの院内学級事業につきましては、江南厚生病院に通う子供たちのための教室となっておりまして、一応所属といたしましては、古知野東小学校と古知野中学校というようなことになってきます。
- ○野下委員 分かりました。

この令和4年度の決算額がすごく多いですよね。令和2年、令和3年度は 大体同じですが、令和4年度がこれだけ多いということなんですけど、これ は利用者が多いだけの話なんでしょうか。どういうことでここにお金を使っ ていらっしゃるのかな、この院内学級というのは。それとあと令和4年度が 異様に多いのは何でなんでしょうか。

○教育課副主幹 すみません、先ほどの答えなんですけれども、令和4年度 におきましては、中学校のほうでネットワークの工事をやっております。そ れはADSL、光回線に変えることによって、そちらから回線を変えるため の工事をネットワークということでやっております。また、小学校のほうでパソコンのデスクトップの修繕を行っておりますので、そういった形でちょっと若干というか増えているというふうに考えております。

- ○野下委員 そのネットワークなんだけど、これは江南厚生病院の中にある 教室みたいなもんですよね。それとこのネットワークというのはつなげると いうことなんですか。
- ○教育課副主幹 別で回線を持っていまして、こちらで支払い等をしていま したので、改めて回線を引く必要性が生じましたので、工事をさせていただ きました。
- ○野下委員 ふうんとそれしか言いようがないんですけど、かなり結構額が 倍ぐらいになっておるからと思ってね。
- ○委員長 ほかに御質問。
- ○藤岡委員 成果報告書、同じページなんですけれども、今小・中学校で特別支援学級の数がどのぐらいあるのか。増えているのかどうかということを ちょっとお聞きしたいです。
- ○教育課長 特別支援学級でございますが、令和4年度で申し上げますと、 53学級の221人でございます。

それで、ちょっと経緯で、すみません、令和元年度から述べさせていただきますと、令和元年度が45学級187人、令和2年度は48学級189人、令和3年度が53学級207人、令和4年度が53学級221人、令和5年度が54学級247人と、非常に増加傾向にあるというところでございます。

○藤岡委員 国のほうが合理的配慮をしなきゃいけないという、各学校でという、それで地元の小・中学校に行きたい希望者が増えてきているのかなと思います。市外の例えば一宮東特別支援学校とかへ行っている生徒の数というのは、逆に減ってきている、それは分かりませんかね、それはちょっと資料はないですかね。市内のほうに来ているという形ですね。

それで、特別支援学級の支援職員が今32人という形ですけれども、今後やはりまだこれを増やしていく方向性という形になるということですね、今の雰囲気ですと。

○教育課長 おっしゃるとおり、こちらは学校のほうからも非常に要望が強

いということで、毎年3名ずつぐらい増員しておりまして、令和5年度につきましても2名増員いたしまして、今34名体制というところで行っております。

○藤岡委員 ありがとうございます。

次のページの103ページのところなんですけれども、右側の2番目のところに生徒進路指導事業というのが完了という形で最後に書いてあるんです。 この事業が完了して、今後はどうなっていくのかなという。一番右側の継続 じゃなくて、完了というところになっているんですけれども、それをちょっ とどんな状況なのかなと、お聞きしたいなと思います。

○教育課長 生徒進路指導事業につきましては、卒業生の話を聞く会であったり、あと進路指導の相談であったりというところの事業になってきます。 それで、費用といたしましては、入試関係書類の郵送費であったり、あと入 試関連書籍の購入であったりというような事業となっております。

それで、委員お尋ねの総合評価が完了ということについては、ちょっと一 度調べさせていただきますので……。

- ○教育課副主幹 先ほどなんですけど、昨年度学校でやるような事業ではないかという監査委員、決算審査等でもそういったことがありまして、予算のほうに学校配分のほうでそういった消耗品とか、そういった生徒進路指導事業の消耗品的なもの、需用費的なものは学校配分のほうに増額させた形でということで完了という形になっております。
- ○藤岡委員 分かりました。 ということは、事業そのものが完了するんじゃなくて、この予算項目が… …。
- ○教育課副主幹 そうですね。そちらの事業を項目という形で。
- ○委員長 当てられてから答えてください。
- ○藤岡委員 そういうことですね。分かりました。
- ○教育課副主幹 すみません、おっしゃるとおりです。
- ○委員長 ほかに質疑はございませんか。
- ○土井委員 先ほども見ていた成果報告書の101ページのところで、院内学 級の下にことばの教室事業というのがあるんですけれど、多分これは識字障

害とかがある児童・生徒への対応なのかなと思うんですけれど、何人ぐらい該当者がいて、多分毎年度どの学校にもいらっしゃるというわけではないと思うので、流動的に開かれたりするのかなと思うんですけれど、ここで計上されている18万円の備品購入費などは、1つの学校に1つ教室をつくって、それに合わせて例えば購入したとか、新しく教室が令和4年度に新設されたというような内容でしょうか。

- ○教育課管理指導主事 現在は、3校の学校にこの拠点がありまして、ほか の学校にも移動して巡回の指導をしているという形でございます。そのため、 各学校に行っているので、その学校のところで必要なものを購入していると 考えております。
- ○土井委員 別の質問なんですけれど、103ページの民間プール活用事業のところで、年々多分対象になる児童・生徒数が増えているからだと思うんですけれど、決算額がかなり大きくなってきていて、この有効性を判断する上で、民間プールを活用する目的というのは、子供が少なくなったから、少人数で自校でプール授業をやるのが適切じゃないから民間プール活用なのか、教員の負担を減らすためなのか、暑さ対策なのか、泳力向上なのか、何を主な目的として民間プールの活用というのを進めていらっしゃるのか教えてほしいです。
- ○教育課長 もともとは、やはり維持管理費であったり改修費用が多額になるというようなことで、使う期間が短い割には非常に維持管理費がかかるというようなところであろうかというふうに思っております。今言われた暑さ対策という面で申し上げますと、非常に屋内プールは環境がいいものですから、結果的にはそういった暑さ対策であったり、また教員の負担軽減という面でも、インストラクターの方がつくものですから、教員の負担軽減にも結果的にはつながったのかなというふうには考えております。
- ○土井委員 ありがとうございます。

となると、今後の拡大の可能性に関しては、維持管理のタイミングに来た 学校が検討対象になっていくのか、そうではなくても暑さ対策だったり、教 員の負担軽減という意味では、多分全ての学校が条件に入ってくると思うの で対象になってくるのか、その辺りのお考えを教えてほしいです。

- ○教育課長 令和4年度で申し上げますと、藤里小学校と門弟山小学校の 5・6年生と西部中学校の全学年で実施をいたしました。それで今年度、令 和5年度については、藤里小学校と門弟山小学校の全学年と西部中学校の全 学年で実施しております。それで、受入先がティップネスになっておりまし て、ティップネスの受入れのキャパのほうがこの3校でいっぱいいっぱいで あるというようなことでございますので、また受入先が見つかれば話は別な んですが、今現状としてはこの3校でということで考えております。
- ○三輪委員 323ページと331ページの補助教員ですが、先ほど特別支援学級 での加配の話もあったんですが、それだけじゃないかと思うんですけれども、 市での補助教員というのは、小学校何人、中学校何人いて、これもだんだん 増えていって、今後増やす予定があるのかどうかお聞きしたいと思います。
- ○教育課長 補助教員につきましては、令和4年度で申し上げますと、小学校11人、中学校3人の合計14人でございます。

それで増やしていくのかというところでございますが、令和5年度につきましては、小学校のほうが1人減りまして、小学校10人、中学校3人、合計13人というような状況でございます。

- ○三輪委員 この方たちの主な仕事というのは、例えば小学校でいうと、1 年生の担任補助とか、そういうことですかね。特別支援学級とは別ということですか。
- ○教育課管理指導主事 こちらのほうは、授業のほうの主な補助ということ になりますので、補助的に授業を支援していくという形になります。先ほど の御質問があったのは、特別支援学級の支援員のほうなので。
- ○藤岡委員 補足で、例えば算数の授業を2つに分けて少人数教育を充実させるということですよね。
- ○教育課管理指導主事 そのとおりです。
- ○委員長 ほかに質疑ございますか。
- ○三輪委員 309ページの図書館司書のことなんですけれども、今ちょっと 子供の本離れということも進んではいるんですが、司書は今各校1名配置さ れているのか、掛け持ちとかで何時間というふうになっているのか、ちょっ と配置状況について教えてください。

- ○教育課長 図書館司書につきましては、まず古知野東小学校、古知野南小学校、布袋小学校で単独で3人は配置しております。小学校の3校は単独で配置しております。あと6人いまして、6人は2校掛け持ちで勤務しておるというような状況でございますので、合計9人というところでございます。また、時間数については、4時間勤務というところでございます。
- ○委員長 ほかに質疑ございますか。
- ○教育課長 答弁訂正をお願いいたします。

先ほどありました三輪委員の補助教員の人数でございますが、令和5年度、小学校10人と中学校3人というふうに申し上げましたが、正しくは小学校11人の中学校2人というところで、1人ちょっと違っておりましたのでお願いいたします。

[挙手する者あり]

○委員長 大薮議員から本件に関して委員外議員として発言したいとの申出 がありましたので、会議規則第117条第2項の規定により、発言の許可をす ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- ○委員長 御異議もないようでありますので、委員外議員の発言を認めます。
- ○大薮議員 ありがとうございます。

では、委員長のほうの御許可をいただきましたので、よろしくお願いします。

教育長にお尋ねします。先ほどの適応指導教室の件なんですが、どうなんでしょうね、もう今近隣の市町もいろいろ調査してきましたが、教育長がおっしゃる最終的には学校に戻っていただくことが目的であるという、この目的自体がもう古くないですか。近隣を見ますと、もう子供たちの中にはもう戻りたくないんだという方で、適応指導教室も取りあえずそういう施設があるということで行ってみたんだけれども、行ってみて面接を受けたりとか、それから1日、2日通ってみたら、これはもう自分の居場所じゃないなといってやめていかれて、市内、もしくは市外の適応指導教室じみた一般のフリースクールに通われる方が大多数です。現在江南市ではこれが状況です。

もう一つ、先ほどいろいろな適応指導教室の子供たちのケアだけではなく

て、いろいろ相談をしたりとか、各学校に行っている、だからこそ1人当たりの人数が、私が計算した1人80万円もかかっているという結果になっているというふうになっていましたが、これもすぐその後、他市町の適応指導教室、もしくはいろんな教室を持っているところに尋ねたところ、そんなことうちも当然やっているよと、当たり前にやっていると、何も江南だけが特別ではないという見解でした。

教育長にお尋ねしたいんですが、やっぱりもう学校へ通いたくない、私は嫌だという人はもう切り捨てられるということでよろしいでしょうか、お答えください。

- ○教育長 先ほども申しましたけれども、最終的にはやっぱり教育委員会としては、学校での学びの場を提供することが大事だというふうに思っております。ただ、先ほどの個人的ないろんな状況があるでしょうから、最終的には学校へ戻らないと、戻れないということもあり得るだろうとは思っております。 ますので、そこが柔軟な対応が今後必要だというふうには思っております。
- ○大薮議員 大変いい意見をありがとうございました。

だからこそYou・輝じゃないんですか。ところが、このYou・輝に面接の段階で、もう僕の居場所じゃないと思って諦めたりとか、数日通ってみたらもう嫌だと言って行かない子供をそんなにつくるというのはどうなんでしょうね。これはもう多分今日の質問に立って、座ってみえる委員も皆さん不思議なところだと思うんですが、もっともっとYou・輝の環境、子供の居場所をもっといやすくするのが教育長のお仕事じゃないでしょうか。

- ○教育長 真摯に受け止めたいと思います。
- ○大薮議員 ありがとうございます。以上です。
- ○委員長 ほかにありませんか。
- ○教育課長 度々申し訳ございません。先ほどの補助教員の人数でございますが、最初の答弁が合っておりまして、小学校10人、中学校3人と、令和5年度、ということですみません、お願いいたします。
- ○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて学校給食課について審 査を行います。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○学校給食課長兼南部学校給食センター所長兼北部学校給食センター所長 それでは、学校給食課所管について説明させていただきます。

初めに、歳入でございます。

決算書の58ページ、59ページをお願いいたします。

中段の14款1項7目教育使用料、4節保健体育使用料のうち、学校給食課分は、学校給食センター目的外使用料でございます。

続きまして、68ページ、69ページをお願いいたします。

中段の15款4項4目教育費交付金、5節保健体育費交付金のうち、学校給食課分は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。 続きまして、82ページ、83ページをお願いいたします。

中段やや下の21款5項2目雑入、9節学校給食センター給食費徴収金は、 学校給食費の徴収金でございます。

続きまして、86ページ、87ページをお願いします。

中段の21款5項2目雑入、11節雑入のうち、学校給食課分は、廃食用油売 払収入などでございます。

続きまして、歳出について御説明させていただきます。

大きくはねていただきまして、360ページ、361ページをお願いします。 360ページ下段、10款5項2目学校給食費でございます。

説明は以上です。補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

- ○津田委員 歳入のところで、83ページの学校給食の給食費徴収金で、収入 未済額が1,700万円ぐらいあるんですが、収入未済額というやつは、不納欠 損という形にはもうならないんですか。
- ○学校給食課長兼南部学校給食センター所長兼北部学校給食センター所長 給食費につきましては、私債権というところで、不納欠損を行おうとすると、 例えば時効が切れてしまっているものにつきましては、相手方の同意が必要、 払えませんというような時効の援用と言うんですけど、それを意思表示して いただくか、議決をもって議会の同意を得た後に不納欠損することになりま すので、御指摘のとおり、1,700万円ほどの収入未済額があるわけですが、

こちらについては平成11年から続いております。

最近は、江南市は条例がないもんですから、居所不明だとか、そういったところは不納欠損できませんので、もしその条例ができると大分、中野委員もかつては一般質問でしていただいたと思うんですが、そういうものができるか、あとは今そういうものがないもんですから、学校給食費債権要綱というものを定めまして、徴収強化というところで、現年については、学期ごとに各学校から未納者の方については、最終的には督促ということで催促をして、納期に納入がない場合は、次、催告状、最終的には支払い督促というところで簡易裁判所に申し立てるということをホームページ上でも公表というか周知をしていますし、4月当初に行われますPTA総会でも、保護者の方にも周知しているところでございます。

○津田委員 ありがとうございます。

ということは、この1,700万円というのは、今の状態でいくとどんどん積 み上がっていくということですよね。ちなみに、1,700万円というのは何人 ぐらいを対象にされていますか。

- ○学校給食課長兼南部学校給食センター所長兼北部学校給食センター所長 全体的な数字はちょっと持ち合わせていませんので、後ほど答弁させていた だきますが、現年の状況で申し上げますと、令和4年度につきましては、小 学校で9世帯13人、中学校で18世帯19人という状況でございます。
- ○委員長 ほかに質疑はありませんか。
- ○藤岡委員 同じページで、試食者徴収金、今どのぐらいの給食の試食、ど ういう形での試食の希望を取ってとか、PTAだとかそういった、かつては 私たちも試食させていただいたと思うんですけれども、今それがどういう状 況になっていて、どのぐらいの方が希望して試食されているのか。
- ○学校給食課長兼南部学校給食センター所長兼北部学校給食センター所長 試食は、先ほど藤岡委員言われたとおり、PTAの折の試食会というのが各 学校で開かれておりますので、そういった試食会が主になってきます。

食数で申し上げますと、小学校で206食、中学校で54食という状況になっております。

○藤岡委員 ありがとうございます。また試食させていただきたいと思いま

すので、よろしくお願いします。

もう一つ、成果報告書のほうで、学校給食の、106ページのところの地産 地消の観点からの地場産物、一時期、昨年のローカルニュースでも江南市が 取り上げられて、給食費というか、いろんな価格高騰しているからもうなか なか地産地消は難しいので、できる限り安い野菜を県外からでも取り寄せる というような方針を、それがテレビで報道されるということがあったんです けど、今の状況はどんな感じになっていますか、そういうのは。

- ○学校給食課長兼南部学校給食センター所長兼北部学校給食センター所長 基本的な考えとしましては、給食物資の調達に関して、やはり地産地消をメ インに考えて、江南市産、愛知県産というものをできる限り取り入れたいと いう考えで調達をしております。
- ○藤岡委員 こちらのほうは令和4年度のということで、大体目標設定と同じ40%ぐらいという形ではあるんですけれども、今後も、逆にこれをできる限り、今の話で江南市産や愛知県産を増やしていきたいというような考え方は、または今少し有機野菜というようなことも取り沙汰されてはいるんですけど、そういう方向性はあるんですか。
- ○学校給食課長兼南部学校給食センター所長兼北部学校給食センター所長できる限り江南市産というものを使っていきたいと思うんですが、月々に物資購入選定委員会というものを開催して見積りは依頼するんですが、なかなか江南市産というものが入ってこない。となると、例えばニンジンで江南市産が欲しいといっても札が入ってこない状況が割と続くので、給食センターとしては、そういうものを積極的に使っていきたいという意向は持っております。
- ○委員長 ほかに質疑はいいですか。
- ○土井委員 大体藤岡委員から質問していただいたんですけれど、39.8%という目標が、できる限りやっぱり地産地消ということであれば、もうちょっと目標が高くてもいいのかなと思うんですけれど、この39.8%の積算の根拠みたいなものがあったら教えていただきたいです。
- ○学校給食課長兼南部学校給食センター所長兼北部学校給食センター所長 前年度の実績なんですが、例えば4月に愛知県産を1回使ったとか、そうい

った積み上げが、江南市産でいいますと364品目、愛知県産で申し上げますと1,127品目ということで、全国の品目ですと2,822というところからの割合になっております。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○生涯学習課長兼少年センター所長 それでは、生涯学習課の所管につきま して、該当簡所を御説明申し上げます。

初めに、歳入でございます。

決算書の54ページ、55ページの下段をお願いいたします。

14款1項2目民生使用料、1節社会福祉使用料でございます。

55ページ、備考欄の生涯学習課所管分、学習等供用施設使用料をはじめ 4 項目でございます。

次に、58ページ、59ページの上段をお願いいたします。

14款1項7目教育使用料、3節社会教育使用料の公民館使用料をはじめ11項目でございます。

次に、68ページ、69ページの上段をお願いいたします。

15款 4 項 4 目教育費交付金、2 節社会教育費交付金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金をはじめ2項目でございます。

次に、74ページ、75ページの上段をお願いいたします。

16款 2 項 8 目教育費県補助金、 2 節社会教育費補助金の放課後子ども教室 推進事業費補助金でございます。

次に、76ページ、77ページの下段をお願いいたします。

17款1項1目財産貸付収入、2節使用料及び賃貸料でございます。

77ページ、備考欄の生涯学習課所管分、図書館自動販売機設置場所貸付収入をはじめ2項目でございます。

次に、その下、2目利子及び配当金、1節利子及び配当金でございます。 はねていただきまして、79ページ上段、備考欄の生涯学習課所管分、江南 市新図書館建設事業等基金利子でございます。

次に、78ページ、79ページの中段をお願いいたします。

18款1項2目教育費寄附金、1節社会教育費寄附金の寄附金でございます。 次に、同じく78ページ、79ページの最下段をお願いいたします。

19款1項1目基金繰入金、1節基金繰入金でございます。

はねていただきまして、81ページ上段、備考欄の生涯学習課所管分、江南 市新図書館建設事業等基金繰入金をはじめ2項目でございます。

次に、82ページ、83ページをお願いいたします。

21款5項2目雑入、10節電話料収入でございます。

83ページ、備考欄の生涯学習課所管分、電話使用料(学習等供用施設)をはじめ2項目でございます。

次に、その下、11節雑入でございます。

はねていただきまして、87ページ、備考欄の中段、生涯学習課所管分、コピー等実費徴収金をはじめ6項目でございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出でございます。

180ページ、181ページの最下段をお願いいたします。

3款1項5目学習等供用施設費で、備考欄、学習等供用施設維持運営事業から、183ページ中段やや下、学習等供用施設整備等事業まででございます。 大きくはねていただきまして、338ページ、339ページの中段をお願いいたします。

10款4項1目生涯学習費で、備考欄、人件費等から進んでいただきまして、349ページ最上段、横田教育文化事業まででございます。

次に、348ページ、349ページの上段をお願いいたします。

10款4項2目文化交流費で、備考欄、文化振興事業から、353ページ、中段やや下、外国人児童生徒放課後学習支援事業まででございます。

説明は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○三輪委員 最後の353ページの外国人児童生徒放課後学習支援事業の中に

は人件費が入っていないんですけれども、これについては、その上段の例えば江南市国際交流協会支援事業の中に入っているというか、江南市国際交流協会の方にお願いしているということで、ここに人件費が入っていないのかどうかお伺いします。

- ○生涯学習課長兼少年センター所長 委員おっしゃられるとおり、江南市国際交流協会に委託してお願いしております事業もございますので、こちらで人件費は計上しておりません。江南市国際交流協会に補助金としてお支払いしている中でやりくりをしていただいているというような状況でございます。
- ○三輪委員 そうすると、江南市国際交流協会へ105万円ということで、例 えばいろんな学校へ新しい学校の方が来たときの通訳とかも多分お願いした りしていると思うんですね。ちょっとこの金額じゃあ少ないんじゃないかな と思うので、ぜひこれは増額をしていただきたいなと。要望です。
- ○委員長 ほかに質疑はございませんか。
- ○野下委員 成果報告書の141ページのところに、江南市の集会所の建設費 の補助金の見直しをというところが書いてありまして、この話ってもう前からそういうような話が出ていたりしている可能性があるんだけど、今までは ずっと維持をしてもらって、今市場区もその恩恵にあずかっておりましてありがとうございました。

今後の、ここに書いてあるんですけど、これは見直しを図る必要があると書いてありますから、これからそういう建設をしていくところについては、影響が出てくる可能性もあるんですよね。まず1点、今の段階でこういう建設をしますよというお話というのが具体的にあるところがあるんですか。

- ○生涯学習課長兼少年センター所長 今現在具体的にお話をお伺いしている のは、木賀東町区の集会所の建て替えをこちらに御相談をいただいておりま す。
- ○野下委員 そうなりますと、これを図っていく必要があるというのはまだ 決定ではない。
- ○生涯学習課長兼少年センター所長 具体的に、今現在補助金の見直しということは進めてはおりませんが、補助金検討委員会の中でちょっと見直しを ということは話が出ております。ただ、この見直しにつきましては、必ずし

も減額とかということではなくて、例えば上限額を設けるだとか、具体的に はまだ何も検討の段階でございますので。

- ○野下委員 今のお話ですと、すぐにどうのこうのじゃなさそうなんで、減額という形も可能性はこの表現だとあるんでしょうけど、これからそういう建設を考えてみえるところなんかは、やっぱり資金というのは大事な部分なんで、この辺は単独でやらないでしっかりとそういった、検討委員会もありますけど、そういう要望のあるところなんかも意見を聞いてもらって決定をしていかないと、資金繰りが大変じゃないかなと思いますので、その点だけお願いをしておきます。
- ○委員長 ほかに質疑はございませんか。
- ○稲山委員 今の野下委員の質問の関連なんですけど、今回、今市場区の公会堂の建設でということで、この決算ですか、1,711万7,000円があるんですけれど、その下にその他の特定財源といって、県からの宝くじの補助金が入ってきておるんだけど、今市場区の公会堂のときに本当に降って湧いたような話で、途中からそれを出していただいて、そしてできる限りそちらのほうの補助金を利用してというような、優先順位がもう県の宝くじのほうを出さないといけないとは言っていないんだけど、そちらのほうを優先的にやっていただいて、その残りを江南市のほうの補助金を平米当たり7万円だったかな、その足らない分を出していくといったような方針だといってお聞きしましたけれど、それから今の木賀東町なんかも金額とか大きさについてはしっかりとは聞いていませんけれど、予算の話になっちゃいますけれど、取りあえず平米7万円を組んで、そして決算のときに、もし宝くじのほうでいければ、その金額をその他のほうで充ててきて、その残金をまた戻してくるという、そういったやり方になってくるのか。

宝くじの申込みの順位がどうなるか分かりませんけれど、その辺の補助金の在り方という、公会堂というか公民館の建設についての補助金の充て方について、もう一度ちょっとしっかりと検討していただかないと、これはちょっと今後値段のこともありますけれど、上限だとかありますけれど、一度その辺どういった流れでいったらいいのかということも、ほかの新しいところも出てきますので、一度ちょっと検討していただいたほうがいいかなと思っ

ておりますので、その点ちょっと意見的な話ですけれど、ちょっとよろしく お願いしたいんですけれど。

今後としたら、やっぱり宝くじを優先していくということでいいのかな。

○生涯学習課長兼少年センター所長 今委員おっしゃられます宝くじのほうのコミュニティ助成事業助成金につきましては、こちらからまず一旦事業の申請をさせていただきまして、一般財団法人自治総合センターのほうで事業の採択をしていただくと、初めて補助金のほうがついてくるようなものになります。

またそれとは別で、江南市は独自に集会所建築費補助金というのを持っておりますので、平米7万円という補助金については継続させていただきながら、こちらのコミュニティ助成事業のほうが採択されましたら、そちらを特定財源として充てさせていただくというような方向で、今お話しいただいています木賀東町区につきましても、コミュニティ助成事業のほうは一旦事業の申請はさせていただいて、採択されれば、事業費のほうが特定財源と一般財源とに組み替えていくというような状況になってきます。

- ○稲山委員 そういうわけでありますので、基本的には当たる、当たらんかというのは分かりませんけれど、当たってこれば江南市の一般財源からの歳出というのは非常に減ってくるわけですので、その辺は一遍考慮していただいて、先ほどの上限を設けるだとか、もう消費税も前のパーセンテージから10%に上がっても、平米7万円は税込みの話ですので、全く足らないといったような話も聞いておりますので、一度その辺検討委員会なり何なりで、当たった場合は、江南市のほうからでもある程度の財源で出していただくだとかいったことも検討していただくようにお願いをしておきたいと思います。以上です。
- ○委員長 御要望としてでよろしいですか。
- ○稲山委員 はい。
- ○委員長 ほかに質疑はございますか。
- ○三輪委員 351ページの世界平和を願うパネル展のことでお伺いしますが、中学校とか、それから市役所とかHome&nicoホールとかでやったパネル展だと思うんですけれども、何か所で行ったかと、あと語り部謝礼とい

うのがあるんですが、これはどこで語り部の方の話がされたのかお聞きします。

○生涯学習課長兼少年センター所長 世界平和を願うパネル展につきましては、江南市民文化会館とすいとぴあ江南、あとは市役所のロビーで実施のほうをさせていただいております。加えて、中学校のほうでも、各校10日程度展示をしていただいております。

語り部につきましては、江南市民文化会館のほうで語り部はやらせていた だいております。

- ○委員長 ほかに質疑ありますか。
- ○土井委員 成果報告書の118ページ、119ページで、文化財の保護という項目があるんですけれども、歴史民俗資料館の職員、会計年度任用職員に210万円というのは、これはお一人でしょうか。
- ○生涯学習課長兼少年センター所長 1人でございます。
- ○土井委員 お一人の方は、学芸員資格というのはお持ちの方。
- ○生涯学習課長兼少年センター所長 持ち合わせておりません。
- ○土井委員 持っていなくても、今後もよいというところでお願いしていく 方針でしょうか。
- ○生涯学習課長兼少年センター所長 継続してお願いをしていく予定でおります。
- ○委員長 よろしいですか。
- ○土井委員 別の話ですみません。

図書館の選書が行われたわけですけど、成果報告書の142ページ、2万8,9 98冊選ばれた中の検討で、読書困難者というか、視覚障害のある方だったり、識字障害のある方だったり、高齢でちょっと小さな文字が見にくいという方のために、デイジー図書とかマルチメディアデイジー図書とか、そういったものを検討されたことがあるかだけお聞かせください。

○生涯学習課長兼少年センター所長 電子書籍につきましては、昨年、令和 4年10月から実施しております。それに加えて、視聴覚資料だとかというも のもありますので、そういったものも御活用いただけるのではないかという ふうに考えます。 デイジー図書という視覚障害者用の図書につきましては、一般図書の枠の中で購入のほうをさせていただいております。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて、スポーツ推進課について審査を行います。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長 スポーツ推進課の所管につきま して、該当ページを御説明させていただきます。

初めに、歳入でございます。

決算書の58ページ、59ページの中段やや下をお願いいたします。

14款1項7目教育使用料、4節保健体育使用料でございます。

備考欄のスポーツ推進課分は、スポーツセンター使用料をはじめ13項目で ございます。

次に、68ページ、69ページ中段をお願いします。

15款4項4目教育費交付金、5節保健体育費交付金でございます。

備考欄のスポーツ推進課分は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨 時交付金でございます。

次に、76ページ、77ページの中段やや下をお願いいたします。

17款1項1目財産貸付収入、2節使用料及び賃貸料でございます。

備考欄のスポーツ推進課分は、スポーツセンター自動販売機設置場所貸付 収入でございます。

次に、少し飛んでいただきまして、86ページ、87ページをお願いします。

21款5項2目雑入、11節雑入でございます。

87ページの下段、備考欄のスポーツ推進課分は、コピー等実費徴収金をはじめ5項目でございます。

続きまして、歳出でございます。

352ページ、353ページ下段をお願いいたします。

10款5項1目スポーツ推進費でございます。

右側の備考欄、人件費等から、少しページが飛びまして、361ページ中段

の学校体育施設開放事業まででございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

- ○委員長 これより質疑を行います。 質疑はありませんか。
- ○藤岡委員 蘇南公園の使用料で、各項目別の、蘇南公園全体で多分出ていると思うので、テニスコートとか、パークゴルフ場とか、別では出ますかね。 収入ですから金額なんですけれども、人数でも別に、どのぐらいが使われているとか。
- ○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長 まず人数でお答えをさせていた だきます。

令和4年度の蘇南公園の状況ですが、蘇南公園は多目的広場、蘇南公園多目的グランド、蘇南公園グランド、パークゴルフ場、それから蘇南公園のテニスコートもございますが、まず多目的広場ですが、257件の申請で8,744名の方、それから蘇南公園の多目的グランドは721件の件数申込みで3万7,901名の方、蘇南公園グランドは390件の件数で1万3,554名の御利用がありました。蘇南公園のパークゴルフ場では、個人の申込みになりますが、1万7,526名の方、蘇南公園のテニスコートですが、件数でいいますと4,803件の申込みで、2万9,754名の方が御利用いただいているという状況でございます。

すみません。使用料は、施設の使用料でよろしいですか。

蘇南公園のテニスコートから申し上げます。

決算書の項目でいいますと、蘇南公園テニスコートの使用料、令和4年度が200万800円、それから蘇南公園グランド等、これがグランド全て含んだ形になりますが、256万9,820円、蘇南公園の関係については以上でございます。

[「パークゴルフ場は」と呼ぶ者あり]

- ○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長 パークゴルフ場は、蘇南公園等 の中に含まれておりまして、内訳が、今すみません、ちょっとお答えできま せん。
- ○藤岡委員 ありがとうございます。

それで、蘇南公園の、ほかの施設もそうかもしれないですけれども、施設 の使用料、利用料、これでしばらくたったと思うので、そういう収入に対し て支出というものを出したときのまた料金の見直し、利用料の見直しという のは近々やる予定があるのか、またそういうような考えがあるのかお聞きし たい。

- ○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長 令和4年度から、市全体で使用料見直しを行っておりますが、5年ごとに見直しをするという方針がございまして、次回はいろんな維持管理費とか利用率なんかを加味して、令和9年度に見直しをする予定になっております。
- ○委員長 ほかに質疑はございませんか。
- ○稲山委員 1点だけお願いしたいと思います。

355ページのスポーツ推進委員事業のスポーツ推進委員141万9,300円。これは、スポーツ推進委員のお手当というか費用弁償だと思いますけれど、今現在スポーツ推進委員が江南市に何名ほどおって、このスポーツ推進委員というのは、以前、僕の勘違いかもしれませんけれど、各地区に1人とかいった決め事みたいなことがあるようなことを聞いておりましたけれど、ここ最近、地区からのスポーツ推進委員という方がお見えにならないといった地区が、いろいろと聞いておりまして、その点、今後というか、どういうふうな対応をこれからしていくのか、ちょっとその辺をお聞きしたいなと思っておりますけれど。

- ○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長 まずスポーツ推進委員でございますが、校区ごとに大体2名から3名程度お見えになりまして、今小学校区10校区で31名の方がお見えになります。委員がおっしゃられる人がちょっと少ないんじゃないかと言われるのが、恐らく校区委員という方でありまして、いわゆる次にスポーツ推進委員になられるようなボランティア的な方が校区ごとに何名かいるんですけれども、その方が最近ちょっと少なくなってきているというふうには伺っております。
- ○稲山委員 そういうことですね。その校区委員、これは決め事があるんですか。
- ○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長 これは、特に決め事はございませんが、校区ごとにボランティアのような形で推進委員からお声がけをいただいて集まっていただいている方ということでありまして、おおむね市のほ

うでも把握はしているんですが、正式な位置づけはございません。

- ○稲山委員 そうすると、逆に言えば、別に各区というか、各町内というか に1人だとか2人だとか、そういったことは別に関係なくて、あくまでもボ ランティアですから、その地区からやってもいいよという人がおればやって いただければいいというような判断でいいわけですね。
- ○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長 おっしゃるとおりでございますが、イベントとか、やはり人手が必要な場合もありますので、できるだけ参加をしていただけるようなお声がけを推進委員にはお願いしているところではございます。
- ○稲山委員 決算ですのであれですけれど、スポーツ推進委員にはその31名 に百四十何万円かしらの支払いが起きておるということですけれど、ボラン ティアの位置づけにされておる校区委員という、正式名はちょっとあれなん ですけれど、委員への支払いは全く起きていないんですか、費用弁償か何か。
- ○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長 楽しみん祭というようなイベントがあるんですが、そちらには校区委員が出ていただいた場合には2,700円お支払いをしていることと、あとは地区でコミュニティ・スポーツ祭というものがありまして、小学校ごとに行っているんですけれども、その辺りで実行委員会というものがあるんですが、その中で校区委員に少し手当といいますか、出ていただいたお礼のようなものをお出ししているという状況を把握しております。
- ○稲山委員 そういうことですか。長くなりますのでこの辺でいいです。分かりました。ありがとうございます。
- ○委員長 ほかに質疑ございませんか。
- ○三輪委員 357ページのスポーツセンターと武道館のところで修繕料があって、器具と施設の修繕にかなりお金がかかっているんですが、これは何を 修繕したのか教えてください。
- ○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長 修繕の内容ですけれども、器具 に関しましてはトレーニング室の器具、それからワイヤレスマイク、あとレ ジスターの修繕ですとか、バレーボールのアンテナ、それから更衣室のロッ

カー、ハンドボールのゴール、自家発電機の設備修繕、卓球台の修繕などが ございました。

施設に関しましては、インターロッキングの修繕、インターロッキングというのは、施設の駐車場の中に茶色いれんがのような部分があるんですが、その辺りの傷んだところを修繕したものです。それから、武道館のトイレの壁面修繕、武道館の誘導灯の修繕、メインアリーナのフローリングの修繕、それから防犯カメラシステムの応急修繕がございました。

- ○委員長 ほかに質疑はありますか。
- ○三輪委員 そこのスポーツセンターや武道館のところで、例えば電気代が 1,620万円とか、ガス代が1,079万円とか、もう本当に光熱費がすごいかかっていて、すごく気になっているのは、稼働率といいますか、ホールやなんかが本当に使われているかどうかなということと、それからもう一つ気になっているのが、ホールというか入ったところにすごい広いところがあるんですが、あそこがいつもがらっと誰もいなくて、例えばもうちょっとスポーツに関係ある本とか置いて、ソファーとか置いて、もうちょっと人が集まってもいんじゃないか。何か電気やガスがもったいないというのがすごくあそこへ行くたびに思うんですけど、何かその辺で考えていらっしゃることはないのか。この金額を有効にするための方法を考えてほしいなと思うんですが、いかがでしょうか。
- ○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長 恐らく玄関から入っていただいて、左手のラウンジのところかと思いますが、4月まではワクチンの接種会場になっておりまして、だだっ広い状況だったんですが、ワクチンを打たれる方の待合室になっていました。4月以降は、特にコロナが5類に移行してからは、元どおりテーブルを置きまして、今現在ではテーブルで座って待ち時間で歓談されたり、スポーツをやられた後に反省会といいますかね、今日こうだったね、ああだったねというようなお話をされてみえる場面もよく見ますので、御利用は今はいただいている状況かなというふうに思っております。
- ○三輪委員 そのアリーナは、稼働率というのか、そこら辺はかなり土・日 だけではなくて使われているのか。もし平日あまり使われていないなら、そ

こら辺の利用を上げるための何か方法があるかどうか教えてください。

- ○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長 休日はほぼ100%御利用がありまして、5時以降ですかね、夜間についてもまずほとんど埋まっている状況なんですが、やはり平日のお昼間が空いているときもございますが、今ですと高齢者の方が使っていただいたり、場合によっては市の行事、そういったものも御利用いただくことが多くなってきておりますので、横の連携もこれから図りながら、御利用していただけるように進めていきたいと思います。
- ○委員長 ほかに質疑はございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

- ○委員長 質疑も尽きたようでありますので、先ほど学校給食課より答弁の 補足があるという依頼がありましたので。
- ○学校給食課長兼南部学校給食センター所長兼北部学校給食センター所長 すみません、貴重なお時間をいただきまして。

補足説明をさせていただきます。

決算書の83ページの収入未済額に関しまして、過年度を含めました滞納状況でございますが、251世帯353名の方が現在滞納されているということでございます。説明は以上です。

○委員長 ここで暫時休憩をいたします。

午後2時32分休憩午後2時48分開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、こども未来部こども政策課について審査を行います。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○こども政策課長 それでは、議案第65号 令和4年度江南市一般会計歳入 歳出決算認定についてのうち、こども政策課所管の該当箇所について説明を いたします。

初めに、歳入でございます。

決算書の54ページ、55ページ上段をお願いいたします。

13款1項1目2節児童福祉費負担金、備考欄、母子生活支援施設措置費負担金でございます。

次に、60ページ、61ページの上段をお願いいたします。

14款2項2目2節児童福祉手数料、備考欄、病児・病後児保育利用手数料でございます。

続きまして、同じページの最下段、14款2項7目1節教育総務手数料、備 考欄、放課後児童健全育成手数料でございます。

次に、62ページ、63ページの中段をお願いいたします。

15款1項1目2節児童福祉費負担金、備考欄、児童扶養手当支給費負担金をはじめ3項目でございます。

続きまして、同じページの最下段、15款2項2目2節児童福祉費補助金、備考欄、こども政策課分は、児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金をはじめ、翌65ページ最上段までの8項目でございます。

次に、66ページ、67ページの中段をお願いいたします。

15款4項1目1節児童福祉費交付金、備考欄、こども政策課分は、子ども・子育て支援交付金はじめ3項目でございます。

次に、68ページ、69ページの上段をお願いいたします。

15款4項4目1節教育総務費交付金、備考欄、こども政策課分は、子ども・子育て支援交付金はじめ2項目でございます。

次に、70ページ、71ページの中段をお願いいたします。

16款1項1目2節児童福祉費負担金、備考欄、こども政策課分は、児童委員活動費負担金はじめ3項目でございます。

次に、72ページ、73ページの上段をお願いいたします。

16款2項2目2節児童福祉費補助金、備考欄、こども政策課分は、地域子ども・子育て支援事業費補助金はじめ4項目でございます。

次に、74ページ、75ページの上段をお願いいたします。

16款2項8目1節教育総務費補助金、備考欄、こども政策課分は、放課後子ども教室推進事業費補助金はじめ2項目でございます。

次に、同じページの下段をお願いいたします。

16款3項2目1節児童福祉費委託金、備考欄、母子父子寡婦福祉資金事務委託金でございます。

次に、76ページ、77ページの下段をお願いいたします。

17款1項1目2節使用料及び賃賃料、備考欄の最下段で、こども政策課分は、交通児童遊園自動販売機設置場所貸付収入でございます。

次に、86ページ、87ページの下段をお願いいたします。

21款5項2目11節雑入の備考欄、こども政策課分は、子育て世帯への臨時特別給付金返納金はじめ7項目でございます。

次に、88ページ、89ページの上段をお願いいたします。

21款5項3目1節過年度収入の備考欄中段、こども政策課分は、令和3年度分子ども・子育て支援国庫交付金精算金はじめ2項目でございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出でございます。

大きくはねていただきまして、182ページ、183ページの最下段をお願いい たします。

3款2項1目こども政策費、備考欄、人件費等から198ページ、199ページ 中段の子ども会活動助成事業まででございます。

また、大きくはねていただきまして、316ページ、317ページの下段をお願いいたします。

10款1項3目放課後児童費、備考欄、放課後子ども総合プラン事業(放課後児童健全育成)から320ページ、321ページ上段、放課後子ども総合プラン事業(放課後子ども教室)(新型コロナウイルス感染症対策)まででございます。

説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

- ○三輪委員 185ページの病児・病後児保育事業のところなんですが、年間 の利用者数とか大体1日平均何人ぐらいとか、今の状況として、今後、病院 を増やしていくとか、足りなくて何とかというようなことがあるのかないの か、すみません。
- ○こども政策課長 令和4年度の利用者数につきましては297名となっております。一昨年度、令和3年からの事業となりますが、令和3年は11月から3月までの期間で58人でしたので、利用者数は増えております。また、今年

度につきましても、ちょっと資料が4月から6月の資料でございますけれども、このときも一月平均で33.3名となっておりますので、令和3年度に比べましてかなり増加しているような状況でございます。

これから増やすかどうかというところなんですけれども、今のところ、こちらの状況をオーバーするというところもなかなかない状況ではございますけれども、仮に今オーバーした場合は、ここの、今回、iIこどもクリニック内で開設をいただいておりますけれども、それができる前までは市外の病児保育等を御利用いただいていましたので、市外のほうも活用していただきながら、こちらのほうで運用していきたいというふうに考えております。

- ○三輪委員 今のところ、申込み、利用したいけれど利用ができないという ような声があるということはないということですね。
- ○こども政策課長 今のところそういった御意見というのはいただいていな い状況です。
- ○委員長では、ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて保育課について審査を 行います。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○保育課指導保育士 それでは、保育課の所管につきまして御説明させてい ただきます。

令和4年度江南市一般会計歳入歳出決算事項別明細書の56ページ、57ページをお願いいたします。

最初に、歳入でございます。

最上段、14款1項2目2節児童福祉使用料のうち、備考欄、保育所保育料 をはじめ5項目でございます。

少しはねていただきまして、64ページ、65ページをお願いいたします。

上段、15款2項2目2節児童福祉費補助金のうち、備考欄、子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金はじめ3項目でございます。

66ページ、67ページをお願いいたします。

中段、4項1目1節児童福祉費交付金のうち、備考欄、子ども・子育て支

援交付金はじめ5項目でございます。

70ページ、71ページをお願いいたします。

中段、16款1項1目2節児童福祉費負担金のうち、備考欄、子どものための教育・保育給付費負担金はじめ2項目でございます。

72ページ、73ページをお願いいたします。

上段やや下、2項2目2節児童福祉費補助金のうち、備考欄、施設型給付 費等補助金はじめ8項目でございます。

76ページ、77ページをお願いいたします。

中段、4項5目2節児童福祉費交付金、備考欄、地域児童福祉事業等調査事務市町村交付金でございます。

78ページ、79ページをお願いいたします。

下段やや上、18款 1 項 3 目 1 節児童福祉費寄附金、備考欄、寄附金でございます。

82ページ、83ページをお願いいたします。

中段、21款5項2目5節保育園給食費徴収金、備考欄、3歳以上児徴収金 はじめ2項目でございます。

86ページ、87ページをお願いいたします。

下段、11節雑入のうち、備考欄、児童福祉等実習指導委託費はじめ3項目でございます。

88ページ、89ページをお願いいたします。

上段やや下、3目1節過年度収入のうち、備考欄、令和3年度分子どものための教育・保育給付費国庫交付金精算金はじめ5項目でございます。

同ページ中段やや下、22款1項2目1節児童福祉債、備考欄、保育園施設 改修事業債でございます。

続きまして、歳出でございます。

大きくはねていただきまして、198ページ、199ページの下段から206ページ、207ページの中段までの3款2項2目保育費でございます。

補足説明はございません。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はございますか。

- ○津田委員 歳入の55ページ、一番下の児童福祉使用料の不納欠損額27万円と、あと収入未済額479万9,000円の保育課分ってございますでしょうか。
- ○保育課指導保育士 不納欠損額につきましては、保育所保育料では27万 1,100円を不納欠損いたしました。その内訳につきましては、対象者は5名 で、平成28年度8か月分合計12万7,800円、平成29年度12か月分合計14万 3,300円、全合計27万1,100円でございます。

延長保育料では7,500円を不納欠損いたしました。その内訳につきましては、対象者は5名で、平成28年度1か月分合計250円、平成29年度9か月分合計7,250円、全合計7,500円でございます。

○こども未来部長兼こども未来部保育課長 ただいまの金額を合わせますと 27万8,600円になるということで、全額保育課の不納欠損額ということでご ざいます。

収入未済額につきましても、全額、この479万9,190円は保育課のほうの数 字であります。

- ○津田委員 先ほどもありましたが、479万9,000円の内訳って分かりますか。
 滞納者。
- ○こども未来部長兼こども未来部保育課長 479万9,190円の内訳ですが、保 育料のほうが471万3,190円、延長保育料のほうが8万6,000円でございます。
- ○津田委員 人数……。
- ○委員長 今日出る。出ない。

暫時休憩いたします。

午後3時04分休憩午後3時04分開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

今、津田委員の質問に対して、部長のほうで後日か何か、ちょっと今……。

- ○こども未来部長兼こども未来部保育課長 申し訳ありません。ただいま資料のほうが整っておりませんので、報告できる段階で速やかに報告いたします。
- ○津田委員 続きまして、83ページ、収入未済額の104万円、これも分かり

ますでしょうか。

- ○こども未来部長兼こども未来部保育課長 申し訳ありません。先ほどと同じで、現在、集計というか、改めて計算というか、確認しておりますので、 併せて報告いたしますのでよろしくお願いいたします。
- ○津田委員 1件お願いがあるんですが、もしかすると給食費も払わない、 保育料も払わないという方が同じ方だとすると、それって払っている人に対 して非常に不誠実だと思われますし、また保育園でそういったことがあると、 小学校のほうにも、行ったときにも給食費を払わないということも容易に想 像できるんですよ。保育園でのそういった方たちというのは、ある意味では 小学校へ入学されるときに情報の引継ぎってされるといいのかなとも思って おったんですが、その辺の情報の共有ってされていますでしょうか。
- ○保育課指導保育士 滞納状況については引継ぎを行っておりません。
- ○津田委員 分かりました。

ここからは愚痴ですけれども、保育園も小学校も何も払わずに出ることは 可能ということですね。そういった方がいないようにしっかりフォローをお 願いします。以上です。

- ○委員長 ただいまの、要望として承ってください。 ほかに質疑はございますか。
- ○土井委員 成果報告書の155ページに保育の実施人員が書かれているんですけれども、そのうち一時保育で利用された人数は、分かったら教えてほしいです。できれば、その一時保育で利用したうち、緊急保育とか非定型とか、3つ類型があったと思うので、その内訳も、もし分かったらでいいので教えてほしいです。
- ○保育課指導保育士 一時保育の利用者数についてでございますが、宮田東 保育園と中央保育園のほうで一時保育を行っております。

令和4年度につきましては、人数は、248名が宮田東保育園、中央保育園が359名、合わせて607名の利用となっております。

非定型とか緊急枠については、現在のところ手持ちとして資料でございませんので、またお調べする形となります。調べられる……、こちらは可能な限り……、ちょっと把握が難しいかと思いますが、調べてきます。

○土井委員 ありがとうございます。

多分、緊急と非定型の枠だとその事由を証明する書類を出さなければいけなくて、私的理由によるものだと証明書を出さなくてよいというところで、どんな感じで利用者が偏ったりとか、緊急のほうで本来は預けたいけれど、書類の準備が追いつかないので私的理由で利用される方とかいらっしゃるのかなあと思って伺いたいと思ったので、もし今ちょっと集計とかしていなくても、今後記録に残すことができるのであれば、ちょっとそういう分類でもデータをまとめていただけると、何か役に立つ、効率性を高めるために役に立つのかなと思うので、お願いしたいと思います。

- ○委員長 これは要望でいいですか。
- ○土井委員 はい。以上です。
- ○委員長 ほかに質疑はございませんか。
- ○三輪委員 すみません、205ページの上のほうで、保育園施設維持事業の中の修繕料で、器具、保育施設、ひょっとしたらたくさんあると思うので、主なものでもいいので教えてください。
- ○保育課副主幹 主なもので申し上げますと、布袋北保育園での小荷物専用 昇降機の修繕、中央保育園での駐輪場整備修繕、あとは中央保育園での屋上 防水修繕、布袋北保育園の高圧設備の修繕、門弟山保育園の園庭のフェンス の修繕などでございます。
- ○委員長 よろしいですか。 ほかに質疑はございませんか。
- ○野下委員 205ページの中段ちょっと上の遊具点検委託料というのがありますよね、33万円。これはどこに委託をされていらっしゃいますか。
- ○こども未来部長兼こども未来部保育課長 手元に資料はございますので、 ちょっと時間だけ頂戴いたしたいと思います。

先ほどの給食費の未納額の関係の答弁が遅れておりまして申し訳ありません。

給食費の未納額104万2,960円の内訳でございますが、現年度分、令和4年度分が26万6,210円であり、副食費免除対象者が10名、その他……、ごめんなさい。先ほど、副食費免除対象者が10名とその他16名で、ここの部分で26

名の方がございます。過年度分につきましては77万6,750円ございます。副 食費免除対象者が16名とその他27名の43名が、滞納というか、未納の方の内 訳の人数でございます。

- ○委員長 今、野下委員の質疑に対して、答弁はちょっと待ってください。
- ○保育課副主幹 東海遊具製作所にお願いをしております。
- ○野下委員 東海遊具製作所ということなんですけれども、当然この点検で、保育園の中で修理をできるようなところ、ペンキで済むようなところとか、保育士ができたところだけじゃなくて、本当に危ないところ、ちょっと欠損していたとか、これは非常に、一番危ないところであって、これは絶対に修理が必要だと思うんですけど、それはここの205ページの、この項目の修繕料の中に入ってくるんでしょうか。
- ○保育課副主幹 遊具点検は年2回行っておりますけれども、AからDということで判定がございまして、D判定になりますと極めて危険ということで、 すぐに修繕のほうで修繕を行っております。
- ○野下委員 そこまで言われるということは、Dというのは何件ぐらいの、 これは必要だというのがあると思うんですけど、何件あったんですかね。
- ○保育課副主幹 昨年度は1件だったと記憶しております。
- ○野下委員 1件で、それは修繕料ではどこに入ってくるんですか。器具に入るのか保育施設に入るのか、それともほかに入るのか、その金額は。分かりますか、1件分。お幾らかも含めて分かれば教えてください。 委員長、後でもいい。
- ○委員長 後でもいいですか。
- ○野下委員 後でもいい、分かった段階で。
- ○委員長 もうあれだもんね、決算認定、もうすぐ採決になるもんでさ。
- ○野下委員 採決になるの、もう。
- ○委員長 この後、もうこれが最後なんで、それは採決に関わる……。
- ○野下委員 会議中ですね。

[発言する者あり]

○委員長 どうしよう。採決に関係あるなら、もうこれが最後だもんで、も う採決に入っちゃうんだけど、どれぐらい時間かかる。 暫時休憩いたします。

午後3時17分休憩午後3時31分開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第65号に対して、今、答弁が保留となっておりますので、採決については後ほど行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、議案第65号については採決を保留とし、次に議案第66 号の審査を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議案第66号 令和4年度江南市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認 定について

○委員長 続いて、議案第66号 令和4年度江南市国民健康保険特別会計歳 入歳出決算認定についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらよろしくお願いいたします。

○保険年金課長 議案第66号 令和4年度江南市国民健康保険特別会計歳入 歳出決算認定について御説明をさせていただきます。

決算書の371ページをお願いいたします。

歳入については、372ページ、373ページ上段、1款国民健康保険税から 376ページ、377ページの7款繰越金まででございます。

続きまして、歳出でございますが、378ページ、379ページ上段、1款総務 費から382ページ、383ページの8款予備費まででございます。

以上でございます。

補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

- ○委員長 これより質疑を行います。 質疑はありませんか。
- ○三輪委員 すみません、議案質疑でも大分いろいろ言ったんですけれども、 国民健康保険税については、やはり調定額に対して収入未済や不納欠損が大 変多くて、令和4年度についても両方合わせると20%ぐらいで、その次、過

年度の滞納分のところを見ても、過年度、次の年に支払われているのが大体30%ちょっとで、六十五、六%はそのまま収入未済とか不納欠損になっているという状況で、これはやはり国民健康保険が、本当に収入の少ない方が入っている方が多いので、払いたくても払えないというか、払うと生活ができないというようなことで、大変な方が多いんじゃないかなと思いますけれども、市からの、一般財源からのをどんどん減らしていくというのは県の方針ではあるんですけれども、その方針が変わらないのかどうか、もうちょっと対象に寄り添った方法が取れないかなと思うんですけれども、その点の方針は変わりませんでしょうか。

- ○保険年金課長 一般会計からのいわゆる赤字分ということで、令和4年度は1億4,000万円でございました。令和3年度と比べて3,500万円減額となっておりますけれど、こちらは国・県から削減、ゼロ円にしてくださいということで言われておりますので、江南市としては、令和8年になくなるという予定で来ておりまして、その方針は現在のところ変わっておりません。
- ○三輪委員 すみません、その県からのに関わりがない、例えば子供の均等 割とか、そういうものについての免除ということについてはそこに関わらな いと思うんですが、そういうことでの支援をしていくというか、そういう方 針は取れないでしょうか。
- ○保険年金課長 子供の均等割の負担軽減につきましては、こちらについては国で対応すべきというふうに考えておりまして、全国市長会から提言を続けてきましたその結果、令和4年度から未就学児に関わる均等割は減額されておりますので、さらなる減額についても、今、国のほうには提言をしているところでございますので、よろしくお願いします。
- ○委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者あり]

○委員長 須賀議員から本件に関して委員外議員として発言したいとの申出 がありましたが、会議規則第117条第2項の規定により、発言を許可するこ とに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議なしと認めますので、決算の範囲内での御質問をお願いし

ます。

- ○須賀議員 それでは、決算書の375ページの雑入の中で不納欠損額13万537 円というのが出ておりますけれども、これの内容についてちょっと教えてい ただけますでしょうか。
- ○保険年金課長 この13万537円の内容でございますけれど、こちらは平成 28年度分までの一般被保険者不当利得返還金で、令和5年2月までに消滅時 効となったものでございます。

不当利得返還金とは、資格喪失後の医療機関受診に伴う療養給付費等の返 環金でございます。

- ○須賀議員 これは調定を上げてから5年たって時効になったということ、 消滅時効によって欠損したということでよかったですかね。
- ○保険年金課長 はい。そのとおりでございます。
- ○須賀議員 もう一つ、還付未済額についてお伺いしますけど、還付未整理金で、要は決算の審査意見書で令和4年度の還付未整理金が24万円あると書いてあるんですが、結構数字が多いと思うんですけれども、何か特別に何かあったんでしょうか。何件分ですかねという話。決算書の373ページの上段にもありますけれども。
- ○保険年金課長 金額の24万円の内容ということで、件数といたしましては 12件ございました。

理由……。

- ○須賀議員 返せんかった理由は何でしたか。
- ○保険年金課長 理由につきましては、死亡1件、職権喪失によるもの2件、 重複納付が5件、社会保険加入によるものが1件、転出によるものが2件、 納付誤りが1件ということで、金額として多いものは重複納付の5件、12万 5,800円になります。
- ○須賀議員 重複納付で返せないってあんまり聞いたことがないんですけれ ども、どういった対応、措置を取られて、例えばこれから歳出還付で返すと いうこと、請求が遅れて歳出還付で返すということなのか、要はちょっと、 多分そうだと思うんですけど、その辺はどういうふうですかね。
- ○保険年金課長 現在、還付のほうが済んでいるかどうかは、申し訳ありま

せん、把握しておりませんけれど、還付未済となった後でも引き続きお返し する努力はしておりますので、よろしくお願いします。

- ○須賀議員 はい。
- ○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結したいと思います。

暫時休憩いたします。

 午後3時41分
 休憩

 午後3時41分
 開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第66号を挙手により採決します。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者举手]

○委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり認定されま した。

議案第68号 令和4年度江南市介護保険特別会計歳入歳出決算認定に ついて

○委員長 続いて、議案第68号 令和4年度江南市介護保険特別会計歳入歳 出決算認定についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

〇高齢者生きがい課長 それでは、議案第68号 令和4年度江南市介護保険 特別会計歳入歳出決算認定につきまして御説明を申し上げます。

事項別明細書の394ページ、395ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

1 款保険料から398ページ、399ページの8款2項2目1節雑入まででございます。

次に、歳出でございます。

400ページ、401ページをお願いいたします。

1款総務費から410ページ、411ページの7款1項1目予備費まででござい

ます。

説明は以上でございます。

補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

- ○委員長 これより質疑を行います。 質疑はありませんか。
- ○三輪委員 すみません、405ページの居宅介護サービス給付費のほうで、 補正予算のときも聞いたんですけれども、これが割合が減ってきて、額が減っているかどうかちょっと分からないんですけど、給付割合がどういうふうに減ってきていて、給付の額がどういうふうに変わってきているか、ちょっとここ3年ぐらいの変化を教えてもらえますか。
- ○高齢者生きがい課長 居宅サービスの訪問介護についてでよろしいですか。 延べ利用者数で申し上げます。令和2年度は6,960人、令和3年度は7,132 人、令和4年度は7,298人でございました。
- ○三輪委員 すみません、給付割合が減ったというのはこれじゃなかったですか。前は全額出ていたのが半分になったとか4分の1になったとかはこれじゃなかったですか。
- ○高齢者生きがい課長 ちょっとお答えになるか分からないんですけれども、 居宅サービスにつきましては、この3年間、コロナの影響というのは大きく 受けているのかなというふうに思っているんですけれども、特に訪問系につ いては利用は増加をしていて、通所系のサービスについては、外出を抑制す るというか、利用控えというのがあったのかなというふうに考えております が。
- ○三輪委員 訪問サービスのところの給付の割合が変わってきたということ はなかったでしたか。何かそれに記憶があるんですが、ごめんなさい、私の 記憶違いならすみません。ないですか。
- ○高齢者生きがい課長 特にそういったことはなかったと思います。
- ○三輪委員 そうですか。すみません。
- ○委員長 ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いた

します。

暫時休憩いたします。

午後3時46分休憩午後3時46分開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第68号を挙手により採決します。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり認定されま した。

議案第69号 令和4年度江南市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算 認定について

○委員長 続いて、議案第69号 令和4年度江南市後期高齢者医療特別会計 歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○保険年金課長 議案第69号 令和4年度江南市後期高齢者医療特別会計歳 入歳出決算認定について御説明をさせていただきます。

決算書の413ページをお願いいたします。

歳入については、414ページ、415ページ上段、1款後期高齢者医療保険料から最下段の4款諸収入まででございます。

続きまして、歳出でございますが、416ページ、417ページ上段、1款総務費から中段の3款諸支出金まででございます。

以上でございます。

補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

- ○委員長 これより質疑を行います。
 - 質疑はありませんか。
- ○三輪委員 すみません、後期高齢者医療保険料も令和4年度に上がったと 思うんですけれども、収入未済が前年度と比べて増えているというような状

況、ここ二、三年、どんな状況か教えてください。

- ○保険年金課長 収入未済額の推移でございますけれど、令和4年度の 1,545万3,800円でございましたが、令和3年度につきましては1,387万4,200 円、その1年前の令和2年度につきましては1,400万4,300円でございました。
- ○三輪委員 国民健康保険税なんかに比べると割合としては少ないと思うんですが、やっぱり特に普通徴収の方、特別徴収は天引きされちゃうので払わざるを得ないという状況ですけど、やっぱり普通徴収では、その年に払えなくて、次の年でもやっぱり30%ぐらいしか払えていないということなので、やはりこれも大変負担が重いんじゃないかなあというふうに思います。これについては、制度として、もともと後期高齢の方だけでこの保険をつくったというところがちょっと問題かなとは思うんですけれども、この未済について、これを減らしていく方法とか、何かそういうのはありますでしょうか。
- ○保険年金課長 今、委員言われましたとおり、特別徴収の方につきましては未済というものがありませんので、普通徴収の方に限定されるとは思いますけれど、制度加入時には普通徴収になりますので、口座から引き落としということで、口座振替をしていただくようにその申込書のほうを後期高齢者医療の保険証を送付するときに中に入れ込みまして、なるべく口座振替にしていただき、未済が出ないように努めております。
- ○三輪委員 すみません、ちょっと確認なんですが、その後期高齢の方も、 国民健康保険と同じように、納めていない方に短期保険証みたいなのが出て いるんでしょうか。それをちょっとすみません、確認。
- ○保険年金課長 江南市におきましては、短期保険証の方はおりません。
- ○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いた します。

暫時休憩いたします。

午後3時51分休憩午後3時51分開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第69号を挙手により採決します。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者举手]

○委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり認定されま した。ありがとうございます。

先ほど答弁保留になっておりました議案第65号について、当局からの答弁 を求めます。

○こども未来部長兼こども未来部保育課長 答弁に時間がかかりまして申し 訳ありませんでした。

先ほど野下委員より御質問がありました遊具点検の関係でございます。

点検の結果、布袋西保育園の登り棒において摩擦破損の状況が見られ、判定はE判定、使用禁止ということがありましたので、即日子供らが使用できないようにいたしまして、その後、同点検の会社に修繕をお願いいたしました。修繕のほうは、同じページの修繕料の器具、器具修繕の中で5万5,000円を執行させていただいたところでございます。

また、先ほど津田委員より保育所保育料と延長保育料の収入未済額、金額はあるんですが、その人数を教えてほしいという御質問がありまして、答弁遅れまして申し訳ありません。

保育所保育料につきましては、現年度分が9名、過年度分が51名、計60名でございます。延長保育料につきましては、現年度分が4名、過年度分が22名、計26名でございます。

また、土井委員より御質問がありました一時保育の関係ですが、実際、申請書を頂いて、一枚一枚見れば分かるんですが、その統計の処理をしていないということで、今後は分析できるように統計のほうを取っていきたいと思いますので、今年度は遡ってやっていきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○委員長 以上ですね。ありがとうございました。 これをもって……。

[発言する者あり]

○委員長 どうぞ。

- ○三輪委員 205ページの下のほうの便所改修工事費で、これも何とか早く 改修してほしいということでお願いしていたんですが、古知野東保育園と布 袋北保育園でこれは終了なのか。あと残っているとしたら幾つ残っているの かお願いします。
- ○保育課副主幹 児童用の便所につきましては、古知野東保育園、布袋北保育園の改修工事におきまして全て洋式化されております。一部、ちょっと職員用がまだ和式のところがありますので、またこれから検討していきたいと思っております。
- ○委員長 これをもって質疑を終結いたします。暫時休憩いたします。

午後3時54分休憩午後3時55分開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第65号を挙手により採決します。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり認定されま した。ありがとうございます。

請願第2号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制 度の堅持及び拡充を求める請願書

- ○委員長 続きまして、請願第2号 定数改善計画の早期策定・実施と義務 教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願書を議題とします。 それでは、事務局より請願文書の朗読をお願いいたします。
- ○事務局 請願第2号、令和5年9月5日受付。件名、定数改善計画の早期 策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願書。

請願者、江南市今市場町秋津220番地、尾北地区教職員組合執行委員長、 秋吉那由多外314名。

紹介議員、稲山明敏、野下達哉、長尾光春、掛布まち子、堀 元、津田貴

史、須賀博昭。

請願趣旨は、請願文書表の別紙1を御覧いただきたいと思います。

定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充 を求める請願書。

請願趣旨。

未来を担う子供たちが夢や希望を持ち、健やかに成長していくことは、全ての国民の切なる願いです。しかし、学校現場では子供たちの健全育成に向けて真摯に教育活動に取り組んでいるものの、いじめや不登校など子供たちを取り巻く教育課題は依然として解決されていません。また、特別な支援や日本語教育を必要とする子供も多く、一人一人に応じた適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも直面しています。本年度も、政府予算において、小学校における高学年の教科担任制の推進と35人学級の計画的な整備などのための教職員定数改善が盛り込まれました。しかし、中学校における少人数学級の推進や教職員定数改善計画は示されておらず、子供たちの健やかな成長を支えるための施策としては、不十分なものであると言わざるを得ません。少人数学級は、保護者・県民からも一人一人の子供にきめ細かな対応ができるという声が多く聞かれます。山積する課題に対応し、全ての子供たちに行き届いた教育を行うためにも、少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画の早期策定・実施が不可欠です。

また、子供たちが全国どこに住んでいても、均等に一定水準の教育を受けられることは憲法上の要請です。しかし、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は、2分の1から3分の1に引き下げられたままであり、自治体の財政は圧迫されています。教育の機会均等と水準確保のために、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元することは、国が果たさなければならない大きな責任の一つです。

つきましては、定数改善計画の早期策定・実施と、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元に向けて、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣に対し、地方自治法第99条の規定により意見書を提出されるよう以下の事項について請願いたします。請願事項。

- 1. 少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画を早期に策定し、実施すること。
- 2. 義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元すること。

以上です。

- ○委員長 これより審査を行います。各委員からの御意見を頂戴したいと思います。
- ○藤岡委員 内容的に特に問題ないと思いますので、進めていただきたいと 思います。賛成です。よろしくお願いします。
- ○委員長 採択ということでよろしいですか。
- ○藤岡委員 採択で、賛成します。
- ○委員長 ありがとうございます。
- ○稲山委員 署名させていただいておりますので、そのままずばりで結構で す。
- ○委員長 ありがとうございます。
- ○土井委員 ぜひ進めていただきたく、賛成いたします。
- ○委員長 ありがとうございます。
- ○野下委員 このとおりで結構でございますので、採択で。
- ○委員長ありがとうございます。
- ○津田委員 このとおりで結構でございますので、よろしくお願いします。
- ○委員長 ありがとうございます。
- ○三輪委員 小学校、中学校ともに少人数学級、さらに広げる必要があると 思います。国庫負担についてもこのとおりだと思います。採択でお願いしま す。
- ○委員長 ありがとうございます。

ほかに御意見はございませんか。よろしいでしょうか。

[挙手する者なし]

○委員長 御意見も尽きたようでありますので、これをもって御意見をいた だくのは終結いたします。

これをもって、請願第2号を採決いたします。

各委員の御意見は採択とすることですが、採択とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 本請願は採択とすることに決しました。

それでは、請願の採択に伴い、意見書の御協議をお願いしたいと思います。 意見書の案を配付いたします。

取りあえず暫時休憩いたします。

午後4時02分休憩午後4時02分開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

意見書案の配付漏れはよろしいでしょうか。

[挙手する者なし]

- ○委員長 それでは、事務局より意見書案の朗読をさせます。
- ○事務局 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持 及び拡充を求める意見書(案)。

未来を担う子供たちが夢や希望を持ち、健やかに成長していくことは、全ての国民の切なる願いである。しかし、学校現場では子供たちの健全育成に向けて、日々真摯に教育活動に取り組んでいるものの、いじめや不登校など子供たちを取り巻く教育課題は依然として解決されていない。また、特別な支援や日本語教育を必要とする子供も多く、一人一人に応じた適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも直面している。本年度も、政府予算において、小学校における高学年の教科担任制の推進と35人学級の計画的な整備などのための教職員定数改善が盛り込まれた。しかし、中学校における少人数学級の推進や教職員定数改善計画は示されておらず、子供たちの健やかな成長を支えるための施策としては、不十分なものであると言わざるを得ない。少人数学級は、地域・保護者からも一人一人の子供にきめ細かな対応ができるという声が多く聞かれる。山積する課題に対応し、全ての子供たちに行き届いた教育を行うためにも少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画の早期策定・実施が不可欠である。

また、子供たちが全国どこに住んでいても、均等に一定水準の教育を受け

られることが憲法上の要請である。しかし、三位一体改革により、義務教育 費国庫負担制度の国庫負担率は、2分の1から3分の1に引き下げられたま まであり、自治体の財政は圧迫されている。教育の機会均等と水準確保のた めに、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復 元することは、国が果たさなければならない大きな責任の一つである。

よって貴職においては、来年度の政府予算編成に当たり、定数改善計画の早期策定・実施と、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元に向けて、十分な教育予算を確保されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣。

以上です。

○委員長 この意見書案について御意見はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長 意見もないようですので、暫時休憩いたします。

午後4時06分休憩午後4時06分開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

意見書案を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 よって、本案は原案のとおり可決されました。ありがとうござい ました。

続きまして、ただいまお認めいただきました意見書案を議長のほうに提出 し、議会に提案、提出をいたします。

提案理由は案のとおりでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 ありがとうございます。

よろしければ、この意見書案を江南市議会会議規則第14条第2項の規定に 基づき、委員会提出議案として議長に提出いたしますので、よろしくお願い いたします。

以上で、当委員会に付託されました案件は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成につきましては、正・副委員長に御一任いただき たいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長 ありがとうございます。

行政視察について

○委員長 続きまして、行政視察についてを議題といたします。

資料をタブレット端末に配信しておりますので、御覧いただきたいと思います。

今、タブレットのほうに届いたと思いますが、この件につきましては、去る6月の委員会におきまして正・副委員長に一任いただいており、そうしたことから、検討した結果を本日御報告させていただきたいと思います。

まず日程は、10月23日月曜日及び10月24日火曜日の1泊2日であります。 視察先と調査内容につきましては、10月23日月曜日は千葉県鎌ケ谷市で放課 後児童健全育成事業についてを、翌24日火曜日は千葉県流山市で少子化対策 についてをそれぞれ調査したいと思います。

このような内容で進めていきたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 ありがとうございます。

御異議なしと認めます。それでは、よろしくお願いいたします。

なお、詳細な資料については、10月上旬までに事務局から届けさせますので、視察当日にお持ちいただきますようお願いいたします。

今年度の当委員会の研修会について

○委員長 続きまして、今年度の当委員会の研修会についてを議題といたします。

この件につきましては、6月の委員会でも議題とし、御意見や御提案を正・副委員長までお知らせいただくようになっておりましたが、現在、特にまだ決まっておりませんので、日程や研修テーマ、内容、講師などについて何か御意見はございますでしょうか。

- ○藤岡委員 日本福祉大学の平野隆之教授を、JIAMで研修を受けたとき にいいお話を聞けて、重層的なお話ですね、あちらのほうの、福祉関係のお 話を非常に丁寧に分かりやすくやっていただいたので、値段も聞いたところ、 交通費込みで5万円でいいということでしたので、予算的にもぴったりだっ たのでお願いできないかなあと思っておりますので。以上です。
- ○委員長 じゃあ、今の藤岡委員のほうの日本福祉大学の方、ちょっと検討 しながら進めたいと思いますので、最終的には正・副委員長にお任せでよろ しいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長 じゃあ、また正・副委員長のほうで一任させていただきまして、決定させていただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議もないようでございますので、正・副委員長で協議し進め、 決めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

市民と議会との意見交換会について

○委員長 市民と議会との意見交換会について議題といたします。

この件につきましては、議会改革特別委員会において、令和6年1月または2月に各常任委員会で団体との意見交換会を行い、対象団体、テーマ、日程、開催場所などについては各常任委員会で検討していくことと決定されております。8月17日に開かれました各派代表者会議におきましてその結果が報告され、了承が得られたところでございます。これを受けまして、本日、皆様に御協議をお願いするものでございます。

なお、団体との意見交換会の過去の実績をタブレット端末に配信しておりますので、御参考にしてください。

今、皆様にタブレットのほうで配信されておるのが過去の意見交換会の内容でございます。

それでは、対象団体とテーマについて何か御意見がありますでしょうか。 [挙手する者なし]

○委員長 今すぐ見てもなかなか難しいですよね。以前、尾北高校とか、何かそういうのもあったので、またちょっとこっちのほうも皆さんと協議しながら、まだ時間がありますので、進めていきたいと思います。

意見もないようですが、今月中に正・副委員長へ御報告願えますでしょうか。

候補が多数の場合につきましては、正・副委員長において調整を図り、決定していきたいと思います。また、候補が出なかった場合には、正・副委員長に御一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議もないようでございますので、そのように決めさせていた だきますのでよろしくお願いいたします。

以上で本日の委員会の議題は全て終了いたしました。

皆様の御協力により、当委員会に付託されました議案については全部終了 いたしました。御協力のほどありがとうございました。

以上で厚生文教委員会を閉会いたします。

午後4時12分 閉 会

江南市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

厚生文教委員長中野裕二